

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 10 日 (火) 開会

(第 1 号)

南 小 国 町 議 会

令和6年第4回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月10日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第77号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第80号 南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第81号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第82号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）
- 日程第11 議案第83号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
- 日程第12 議案第84号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第13 議案第85号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）
- 日程第14 議案第86号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）
- 日程第15 議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 陳情第7号 米野菜、畜産等生産費高騰継続に対する助成についての陳情
- 日程第17 陳情第8号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第18 委員長報告 付託議案陳情第6号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道田ノ原白川線改良工事についての陳情
- 日程第19 議員派遣報告について

日程第20

議員派遣の件について

日程第21

閉会中の継続審査について

(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	6番	後藤六男
7番	穴井秀房	8番	穴井則之
9番	井上則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 松岡洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	福祉課長	佐藤淳

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第4回南小国町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、森永一美議員、5番、井野和哉議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る11月29日に議会運営委員会が開かれ、本日から20日までの11日間とし、その間の会議日は、本日、11日、12日、19日、20日に開くことに決定しておりますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定されました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定されました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

日程第3 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第3、一般質問を行います。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 3番、佐藤です。

通告に基づき、町の図書室、現状とこれからという内容で質問をさせていただきます。

今年1月31日に、小国町にありました書店が閉店いたしました。小国郷で唯一残っていた町の本屋さんでした。小国郷から書店がなくなった今、町の図書室の存在は重要になったと思います。手軽に、身近に本に触れることのできる場所であり、毎月、新刊図書の購入もされ、充実は図られているところでございます。

そこで、質問です。今現在の利用状況、蔵書数や利用者数、貸出状況、また課題等、図書室の現状を教えてくださいたいと思います。

それから、今後、図書室をどのような形で住民生活に位置づけ、利活用しやすいような展開を図っていくのか、またその計画があるのかもお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の状況につきましては、11月末現在、蔵書冊数は1万1,936冊、貸出者数は延べ653名、うち大人が487名、子供166名、貸出冊数は1,376冊となっております。

佐藤議員からもありましたとおり、定期的に新刊を購入し、広報きよらを通じて町民の方へ周知を行っているところです。今年度は現在までに131冊の新刊を購入しております。町の図書室では、町民の皆さんから多くの本のリクエストをいただいております。本の購入時にそのリクエストを活用させていただいておりますが、小国郷に書店がなくなったことを考慮すると、町の本屋さん的な環境整備も今後必要になってくると考えます。

次に、課題としては、1つ目がシステム化への検討、2つ目が図書司書の常時配置、3つ目が施設の老朽化への対応等が上げられますが、いずれも相当の費用や時間を要することから、社会教育委員や財政部局と十分に協議しながら、誰もが気持ちよく利用できるような図書室づくりを進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

質問を進める前に、執行部の皆さんにちょっとお尋ねをさせていただきます。最近1か月の間に図書室を利用された方、挙手をお願いします。教育長、ありがとうございます。今年1年間ではどうでしょうか。執行部の皆さん、利用された方。はい。ありがとうございます。なかなか町の図書室はありますけれども、利用にはつながっていない現状かなというふうな思いをしております。

私も最近です。図書室を初めて利用させていただきました。この秋をどのようにして過ごそうかなと思ったときに、読書でもしながら、その秋の夜長を過ごせたら

いいなと思って、図書室のほうに行かせていただきました。

今まででしたら、小国の書店のほうに月に2、3度は行って、立ち読みなり、購入して、自分で本に触れる機会というのはあったんですけど、なくなってしまうと、やはり本から少し距離ができてしまっている現状かなというふうに思います。今回、町の図書室に行ってみて、本当にこのままで大丈夫かなとちょっと不安になりましたので、その正直な感想が今回の質問に至ったこととなります。

質問を続けます。過去の定例会において、森永議員のほうから図書室の利用促進をということで質問がされておりました。その中で3つの問題点を挙げられて、改善をお願いされています。1つ目が、雰囲気の問題です。入りにくい、暗い、怖いという声があると指摘されていました。2つ目が、利用ルールが分からない人がいるので、ケーブルテレビを利用して放送してはどうかということでした。3つ目が、どんな本があるか分からないので、新しいほうからでも5年分ぐらいエクセルでデータベース化して、情報を町のホームページ内の図書室とリンクさせてはどうかという3つの提案でした。また、施設のトイレや洗面所の改修についても要望されておられました。

当時の議事録を見て、回答では協議していきたいという答弁がなされていましたが、実際行ってみて、何も変わっていないような状況かなというふうに、私は感じました。その後、どのような協議・対応がされてきたのか、お尋ねをしたいと思います。それと、その後、図書室の利用促進において、今までどんな取組が行われていたのかも、併せてお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 佐藤議員さん、ありがとうございます。

私のほうからは、読書活動の推進というところで、学校、そして特に司書あたりの研修を大事にしながら進めてきているところです。本年度は、まず6月に元R K Kアナウンサーの福島絵美さんをお招きして、各小学校・中学校で読み聞かせボランティアの方々が月に1回、2回と読み聞かせを各小中学校でやっておりますので、その読み聞かせの講座というところで、実際、福島絵美さんの語りというのを間近で聞きながら、そこでアドバイスを受けながら、読書ボランティアの方々の読み聞かせのノウハウを学んだところです。ボランティアの方々、また保育園の先生とか、全員で25名ほどの方に参加していただいて、実施をしたところでした。

また、例年お願いをしているんですけども、県のいきいき読書アドバイザー、吉田ひとみ先生に毎年1回来ていただいて、司書の研修をさせてもらっています。その中では、本年度は古本市等のイベントを文化祭のときにやっておりますので、読書活動の推進としてのイベントを今後どういうふうに進めていったらいいのかとい

うところを、一つお聞きしたい点として学ばせていただきましたし、また読書活動の推進ということで、ほかの市町村の取組あたりを紹介をしていただいたところです。

その中で、古本市が約半日間で行ってはいますが、常時、例えば役場なら役場でも1か所、古本市のような形で「本の道の駅」とか、そういう題名でちょっと人が来たときに、興味がある本を持って帰れるような、そういう場所もつくったらどうかということで、教育委員会のところに設置しようというふうに、今テーブルだけ持って来ているところです。今後、そういったところも実施していきたいなと思っています。

さらに、ほかの市町村の図書室というか、町の図書室とか市の図書室では、お話し会を定例的にやっているということで、読書ボランティアの方々も各小中学校だけじゃなくて、その町の図書室を利用してお話し会をやってみたらどうかということです。それをまた実践に移していきたいということで、今後考えているところです。

学校のほうでは、司書が放送の朗読劇、これをチョビブリオというふうな名称で放送をしながら、ちょっと興味のある本を子供たちに紹介するような、そういったところで司書の頑張りとして取り組んでいるところです。

先ほど、町長さんからもありましたが、本屋さんがなくなったということで、町の本屋さんの取組も、ちょっと町の図書室あたりで少しずつやっていけたらなというふうに思っているところです。私からは、読書活動の推進というところでお話をさせてもらいました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 私のほうから、過去に質問・提案のあった分の対応について、回答させていただきたいと思います。

まず、ケーブルテレビで図書室の雰囲気や利用方法を伝えるということについてなんですけれども、以前、町の図書司書がケーブルテレビで本を紹介するという計画をしていたところなんですけれども、この点については著作権関係で一旦保留という形になっておまして、実施までに至らなかったという経緯がございました。今後もケーブルテレビ担当者と相談しながら、何らかの形でケーブルテレビを通じた周知ができればと考えているところです。引き続き、図書司書と一緒に進めてまいりたいと考えております。また、ケーブルテレビの中でルールや貸出方法なども周知していきたいと考えているところです。

次に、直近の蔵書だけでも一覧表にして御案内ができないかということについて

なんですけれども、今年度の新刊一覧表につきましては、現在、図書室のほうに掲示してございますので、こちらで御確認いただけるんじゃないかなと思っております。また、新刊につきましては、広報きよらのほうに御案内しておりますので、こちらのほうでも御確認いただけたらと思っております。

次に、施設面、トイレ、洗面所等についてなんですけれども、現在、和式便器が2基のうち1基を洋便器に今年度改修予定というところで進めているところです。現在、トイレの大きさに共用トイレになっておりますけれども、この共用トイレを男女別に二分するのは難しいと思っております。ただ、コミュニティーセンターには男女共用トイレのほかに多目的トイレがございますので、この多目的トイレを女性も利用できるような形に御案内できないか。また、そのことを表示ができないかという形で検討しております。このことにつきましては、指定管理者である商工会とも協議しながら進めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

読書推進においては、いろんなイベントを開いていただいて、本に触れる機会を増やす、ここが一番大事かなと思います。私は、今回、図書室の在り方というところで感じておりましたので、そういうことが、今後、図書室の利用拡大・促進につながってほしいと思いますので、ぜひ教育長、どんどんいろいろなイベントをやっていただきたいと思います。

あと、図書室の紹介番組等に関しては、これはすぐできる話ではないかなと思います。利用状況とか、利用の仕方というものを一度作っていただいて、なかなか利用促進につながっていない部分もありますので、ぜひそういうところは早急に取り掛かっていただきたいと思います。

トイレの問題に関しては、これは建物の問題ですから、当然、改修するには時間もかかりますし、費用もかかりますけれども、あそこはやっぱり多目的トイレ、先ほど言いましたように、多目的トイレがありますので、利用の仕方でもう全然改善できると思いますので、そこはもう早急に今すぐでもというか、明日以降にでも協議していただいて、進めていただきたいと思います。

次に移ります。本の購入について少しお尋ねをします。希望図書の申込書を入れる箱が図書室の中にありました。読みたい本があった場合に、希望を書き入れるものだと思います。新刊も今年131冊を購入されていますが、実際その中で、この1年間でどれだけの希望申込書が出され、どれぐらいの割合でその購入、貸出しに至っているのか教えていただければと思います。

それと、全国的に書店の減少が続いている中で、民間が運営する図書館で本の販売をする実証実験が始まるという新聞記事がありました。図書館を活性化させ、地域の交流拠点になることを目指し、図書館商店のイメージだそうです。図書館の貸出窓口とは別に、購入用の窓口を設けて、図書館の利便性を向上させ、地域の人が本に親しむ機会を増やすことが狙いということでございました。県内においても、書店のない自治体が21自治体、県全体で46.7%になるそうです。今、この地域から書店がなくなった今、こういう対応も必要ではないかと思えますけれども、町の図書室で、町の本屋さんのような対応ができないのかお尋ねをいたします。

お願いします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） まず、リクエスト数と、そのリクエストに対してどれだけ要望に応じているかという点について、回答させていただきたいと思えます。

現在、新刊として購入している本につきましては、すべて本のリクエストから選書したものを予算の範囲内で購入している状況です。町民の皆さまが読んでみたい本がありましたら、ぜひこの図書室の本のリクエストを御利用いただくことで、購入のほうに結び付けられると思えますので、ぜひこの本のリクエストを御活用いただけたらと思っております。また、この本のリクエストを利用することで、町の本屋さんの役割の一部を担っているのではないかなと思っております。

次に、図書室で本を購入・販売という点なんですけれども、こちらの点については、今現在の図書室でそのような機能がもてるかどうかにつきまして、また教育委員会、それから図書室のほうと検討を進めていかなければならないかと思えますので、こういった機能がもてるか否かにつきまして、検討させて、調べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

新刊のうち131冊すべてリクエストによって購入されている。ぜひ、こういうことは町民の方にもっとアピールすべき部分だと、私は思います。ですから、やっぱりケーブルテレビ等を早くこの番組を使って、もし読みたい本があるならば、購入せずとも町のほうで可能な限り買いますよと、対応しますよということを伝えていただきたいと思えます。

実際、その購入への対応ということであれば、今から少し質問も進めますけど、人の問題だとか、いろいろ出てくるとは思えますけれども、可能性を探っていた

いて、ぜひ検討をしていただきたいと。自分のものにしたいという方もおられるでしょうし、今デジタル化が進んでネットで読まれる方もおられるかも知れませんけれども、どうしても高齢者さんとか、自宅にインターネットがなければデジタル書籍とかいうところも難しいでしょうから、そういうところで本の温度はありませんけど、でもあの温もりというのはやっぱり大事にされている方もおられると思うので、ぜひその辺も含めて対応していただきたいと思います。検討していただきたいと思いますので、お願いいたします。

また、質問を続けます。人の配置の問題です。私が本を借りに行ったとき、金曜日でした。職員さんは不在でした。不在の曜日があるのは答弁の中の課題の一つにも挙げられております。その日は気温が低い午前中で、図書室が板張りです。暖房も入ってなくて、寒くて足も冷たくなります。さっさと本を借りて帰りました。こんな状況で、町民が本当皆さん図書室を利用したいのかな、するのかなど、正直感じたところでした。やっぱり職員さんがいない、置かない、本当に大丈夫なのかなと改めて感じたところでした。

これもまた、以前、森永議員の質問のときにありました。読書の意欲をどう喚起するかという質問において、教育長の発言で、図書室に人がいることが一番の決め手、本を借りたいと思わなくても、話をするだけで借りようかなという気持ちになるというふうに話されておりました。小中学校においては、司書の配置により、読書量が増えてきている状況も話されておられました。

人出不足が叫ばれている今ですけれども、資格を持たない方でも誰かがいる状況をつくるべきだと、私は正直思います。あまりにも無防備で、本の盗難の恐れや、個人情報保護されていない状況を見て、やっぱり心配になりました。本当にこの状況でいいのかと、このままでいいのかと。早急に改善策を考えるべきだと思います。求人をつけるなり、仕事コンビニを利用して職員を配置するなり、いろいろな方法で誰かしら置くような対応をすべきだと思います。

それと、もう一つ課題に上がっていた図書管理のシステム化です。図書の貸出し管理や蔵書の管理がアナログで、昭和の時代そのままの状況が続いております。早急にシステム化に取り組んで、利用促進等につなげられるようにすべきだと思いますけれども、この人の配置、システム化、なぜできないのか、それともやらないのか、その理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 図書システムの導入、それから人の配置についてなんですけれども、こちらについては以前から町のほうと協議をしたこともあった経緯もございますけれども、どうしても町の現在の利用状況等を考慮した場合

に、なかなか導入するのが厳しい状態、また人の配置についても同じような状態ではございました。今現在、図書司書の配置については、現在、週4日を配置しているところです。以前に比べると、1日増えたところですがけれども、理想としては週7日すべてに司書が配置されることが理想だとは考えているところです。

また、人員配置を含めた環境整備につきましては、今後、財政部局等と十分に協議を進めながら、利用状況と費用対効果だけの議論ではなくて、情報の適正管理ですとか、読書が図書室にもたらす効果についても議論しながら、誰もが気持ちよく利用できるような図書室づくりに向けて進めていければと考えておりますので、今後、財政部局と相談していきながら、システムの導入、それから人員の配置については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 図書室の運営となると、当然、利益をそう生むものでもありません。その結果が今、町から書店がなくなっている状況ではないか、それを見れば分かるんじゃないかなと思います。ただ、やっぱりこのまま無人の状態が継続する現状においては、今は何も起きてはいないかも知れませんが、本の盗難や貸出カードからの個人情報の漏洩というリスクはしっかりというか、あります。また、その購入した本というのは、町の備品、資産でもあります。適切に管理できる状況をつくるべきです。私は思います。

町の図書室というのは、住民生活、大多数の住民とは言いませんけれども、やはりその住民生活の中には必要ですし、生涯学習という観点から取り上げてもらうんです。また、子供の教育環境等においても、大変重要な場所、存在じゃないかなと、私は思います。費用をかけたから、すぐ効果が出るとか、結果が出るとか、そういうものではありませんが、町の魅力アップや町の将来・未来、人の育成等を考えれば、今手を打って改善を図るときだと、私は思います。

町全体の問題として捉えるべきだと思いますけれども、お願いとして次年度の予算対応で、この分、システム化と人員配置に対する予算措置をぜひしていただきたいと思いますが、町長、総務課長、この辺、予算化いかがでしょうか。御意見を聞かせていただければと思いますけれども。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問、ありがとうございます。

今のお話を聞いて、確かに費用対効果等で片付ける問題ではないと、町の未来、子供の未来、そういうものも教育も関わってくるものがございます。来年度、それをすぐに上げるかというのは、帰って検討はしなければならないとは思いますが、

今、JA跡地の検討委員会等も開いております。そこに図書館の話等も出てくるとは思います。そういうところで考えていくというのも含めながら、少し考えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） システムは場所を選びませんので、図書館が新しくできようが、今ある部分においてもシステムは稼働しますので、次年度以降、次年度、JAの跡地は町の総合計画では令和10年度ぐらいにしか完成しませんし、そこに図書館ができるともまだ決まってはいませんので、システム化は今すぐというか、もう次年度、即やっていたきたい。人の配置もそうです。私はそう思いますけれども、そこはまたしっかり教育委員会と総務課、財政と町長と話をして予算化していただきたいと思っております。

そういうところで、今後の図書室の在り方について質問を進めます。菊池市でスローデイ菊池とあって、読書をしながらゆっくりと1日を過ごすイベントが開催されたそうです。先ほど教育長からも言われたように、本に触れる機会を増やされているんですね。市の図書館の協力の下、会場に設けられた野外図書館で司書が選んだ様々な分野の約1,000冊を並べて、音楽を流しながら絵本の読み聞かせや飲食店の出展もあり、コーヒー片手に読書をする姿もあったそうです。参加者の声として、野外で本を読むことがないので、いつもと違っていいと、音楽も流れて落ち着く雰囲気ということで紹介をされていました。こういうイベントを通して、本に親しむ機会を増やす、私は大切なことかなというふうに思います。誰もが気持ちよく、また利用できる環境整備も大事になってくるかなと思います。

これから、町の図書館、どうしていきましょうか。今のままじゃ、やっぱり利用促進にはなかなかつながらないのかなというふうに思います。やはり町民生活において、何かにつけて本とつながりをもつような、接点をもてるような形にしなければいけないのかなと。ただ図書室をあそこに置いてありますよ、本がありますよということじゃなくて、いろんな場面において本が身近にある、そういう本が身近に感じられるような取組が必要ではないかなというふうに思ったところでございます。例えば、妊娠、子ども・子育て支援と本だとか、シニア、老後生活と本だとか、また余暇、休日に本だとか、もっと言うならば、観光と本などと、何かいろんな生活場面とを結びつけながら、今後の図書室の在り方を見直していく必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。これを教育委員会だけで考えるのはなかなか難しいでしょうから、広く意見や要望を取り入れて、考えて見直していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、図書室の利用や本との関わりに関して、住民生活に関係が深い町民課、福祉課、何か御意見がございましたら、課長、御意見をお願いいたしたいと思えますけど、お願いします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問、ありがとうございます。

現在、育児の中で、親子で本に親しんでいただけたらと、ブックスタートとして、子育て支援広場ぬくもりのスタッフが、6・7か月児健診時に絵本のプレゼントと読み聞かせを行っております。民生委員、児童委員さんが、こんにちは赤ちゃん訪問で、母子保健推進員さんと一緒に、絵本を持って家庭訪問をされています。また、地域おこし協力隊の東さんが、絵本の時間という場の開催をされています。今年一度参加させていただくことができ、子育て中の御家族や絵本が好きな方々と、ほっとする素敵な交流をもつことができました。今後、この経験を子育て施策の中のほっとできる居場所づくりに生かしていけたらと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 文化祭のときに、古本市をやっておりますけれども、中でも結構、シニア世代の方、多く来られております。高齢になるにつれまして、発症のリスクが高まる認知症がございますけれども、そのリスクの軽減策として活字を読んだりするということは脳の活性化につながって、非常に効果的だということでもございます。また、別の目線で、図書室に出向く機会であったり、そこでの地域の人との交流、そういった部分も活性化の一つの方法といえると考えております。シニア世代の方にとりましても、図書、そして多世代の方との交流ができる図書室というものの存在が暮らしの中では十分必要なものだと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

なかなかむちゃ振りなところがあつたかも知れませんが、ありがとうございます。親切丁寧に対応いただきまして、ありがとうございます。

やはり、その図書館を利用促進するに当たっては、やっぱりいろんな世代、各世代何かにつけてつながりをもって巻き込んでいかないと、あの場所にある図書室が利用される状況というのはなかなか使いにくい、使われにくいのかなというふうに思いますので、今後、何か施策する部分において、一つ頭の中に図書室で本かというような思いをもって取り組んでいただければと思います。

そういう質問だとか、回答を頭の中でいろいろとぐるぐると、ない頭をフル回転

して、今後やっぱり町の図書室、どうしたらいいのかなということ、私なりにも考えました。あの場所で、何日間か通いまして、いろいろとああじゃない、こうじゃないとか、自分の中で思いをめぐらせました。ただ、どうしてもあの場所では、自分の中でこういうイベントをしたらどうかとか思っている、ああ狭いな、暗いなとか、ゆっくりできる状況じゃねえなあというような思いをしたところです。施設の老朽化への対応ということも課題に上がっていました。

また、ここで例のごとく勝手な提案をさせていただきます。何かというと、図書分室みたいな形で、あそこだけに本を置くのではなくて、いろんなところに本が置けないかなと。そして、いろんな形で触れ合う環境をつくれなかなということ。具体的には、福祉課長が頭を悩まされている旧グループホーム森園です。これを活用できないかなと。あの場所は、非常に日当たりも良くて、庭もあります。テラスもあって開放的な感じがします。そこに一部蔵書を移動して、町の図書室分室として子育て支援ぬくもりの活動や、先ほども言われたように、子育て応援の部分とシニア世代の憩いの場、認知症対策で本を読むだとか、そういうもっと言うなら、あるいは子ども放課後デイなんかができたりすればいいのかなというふうな考えをしました。そこはある一例です。あその施設の中にはキッチンもありますし、トイレもありますので、少し誰かが運営してくれるのであるならば、飲食ができるような形をとるのも、また違った形で本と親しむ場所になるのかなと思います。

もっと言うならば、地域にある公民館等、こういうところに本を置いて、町民の方が身近に気軽に本に触れられるような場所をつくってはいかがかなというふうに思いました。

これの発想に至ったのは、この間、議員勉強会のときに町の職員さんが行かれた海士町の研修報告を議会のほうで聞かせていただいたときに、海士町では地区の公共施設を図書分館と位置づけて整備して、ネットワーク化することで、島全体を一つの図書館という構想で実行されていると。すばらしい考えだなというふうにちょっと思ったところです。

この図書分室という考え、どうでしょうか。御意見を聞かせていただければと思いますし、また併せて福祉課長にも森園の活用について御意見を聞かせていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 海士町のような、島全体を図書館と見立てるような取組については、本当に私も見させていただいたんですけども、すばらしい取組だなとは思ったところです。ただ、現状では、本町、今のところ、そういった取組については考えてはおりません。ただ、町民の方々への読書活動の推進と地

域のつながりという点では、活用できる取組なのではないかなと思っているところ
です。

また、海士町の取組については、町の図書司書とかにも情報等を提供することで、
こういった取組、こういった普及活動があるということの周知も併せて行っていき
たいなと考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 貴重な御提案、ありがとうございます。

場所を移転してというところで、森園を提案いただきました。今現在のコミュニ
ティーセンター自体がやっぱり最初、入りから段差がある、また中に入って図書室
に行くまで階段ということです。中に入りますと、今度、通路幅が書棚で狭くなっ
ておまして、身体機能が低下した高齢者であったり、何らかの障害がある方にと
りましては、非常に使いづらいというのは、これはもう否めない状況でございます。

そんな中で、現在、旧グループホーム森園につきましては、利活用について模索
しておるところでございます。子供から高齢者まで幅広い世代への福祉的役割とし
て、図書の関わり、これはもう大変望ましいものだと思っております。御提案いた
だいた内容につきまして、こちらとして十分参考にさせていただきながら、可能な
範囲で福祉向上に役立てていきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

3年前、森永議員が、この図書の話で質問をされまして3年です。何も進んでい
ないのかなというのが正直な現状。ここからスタートでも構わないと思いますので、
ぜひこの町の図書室、どういうふうに町に落とし込んで、住民生活、そういう部分
で関わりが深くなるように、ぜひ改善をしていただきたい。そのために、私が提案
した分室というのもそうです。そのためには、当然、システム化が必要になってく
ると思います。在庫管理、蔵書管理だとか、そういうことができなければ、よそに
動かしてもまた盗難、紛失、そういうふうになってくるので、そういうこのシステ
ム自体が図書室を動かす1丁目1番地かなと思っているところなので、ぜひここを
次年度、令和7年度に予算化していただいて、改善ができるようお願いしたいと
思います。

もっと言うなら、やっぱり本に触れる機会を多く作って、図書室の充実、利用促
進につなげていただきたいと思います。先ほども言いましたように、JA跡地のほ
うでも図書館を望む声が上位にあるというのは、私も承知しておるところです。た
だ、先ほども何回もになりますけど、まだ決まっていませんし、いつ造れるかも、

造るにしてもいつ完成するかも分からない状況において、今ある施設をいかに利用して、町民の希望や要望をかなえていくかということが大事なかと、私は考えます。職員の皆さんに任せるつもりはありません。議会議員、町民を含めて、いろんな知恵を出しながら、より良いまちづくりのために私も努力したいと思いますので、この図書室というのは一つの課題解決に向けて動き出した、今日から動き出したのかなと思いますので、ぜひ実行して良い図書館にしていきましょう。

これで、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） 休憩に入ります。11時から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それでは、7番、穴井でございます。

私のほうからは、茨城県の境町の研修をどう町政に生かすのかということで御質問したいと思っております。

先日より、議会の研修で茨城県の境町を訪問いたしまして、町政等に関し大変感銘を受けてきたところでございます。また、境町には、町長や町の職員さんも研修に行っていると聞いておりますので、既にもう対応されていることもあるかと思いますが、考え方を確認させていただきたいと思っております。

境町では、様々な事業をさかいまちづくり公社と一緒にあって、スピーディーに行っておられました。その中でモバイル建築協会を中心に、大規模災害や各種地方創生事業に対応するために、モバイル建築の開発をされておられました。今後、南海トラフ地震をはじめ、多くの大規模災害の発生が予想されます。それらの大規模災害への対応として、南小国町には豊富な木材等の材料があり、これをモバイル建築に生かすことが大変有用なことではないかと考えております。

また、この工法は特別な基礎を要しないことから、施工が比較的簡単にでき、移動可能なものでございます。当町で作成して備蓄・販売することも可能となります。災害をチャンスに捉えるべきではないかとは思っておりますが、ほかの地区にない、こういう木材とかを活かして、まちづくりに生かしていくことも必要なことではないかと思っております。

町の主産物の木材価格も低調に推移しておりまして、建築資材の高騰で住宅の着工件数も減っていることから、何らかの対策が早期に必要と思われる中、このモバ

イル建築作成を町で推進し、必要とする、南海トラフの場合は太平洋側の自治体等に販売することや、普段は町には空いた土地が大分、原野等がございまして、キャンプ等、またグランピング等の施設として貸し出しておいて、備蓄という考えで持っておいて、必要なときには大規模災害への対応というようなことも考えられるかと思っております。

町長から、以前にモバイル建築に対する考えを議会のほうに、議員控室でですかね、説明いただいたことがあるかと思っておりますし、南小国町もモバイル建築協会の会員になっているということでございましたので、今後の地方創生事業の中核になるものと考えます。災害が迫る今こそ、早急な対策が対応が望まれます。今後、どのように施策に反映していくのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えをいたします。

議員の皆さまも茨城県境町に研修に行かれていますので、説明する必要はないかと思いますが、モバイル建築とは、工場で製造するといった形態のもので、ユニットを作製するには特別な資格などを必要とせず、完成した建築ユニットをユニット単位でトラック等に積載し輸送することで、迅速に建設することができます。また、建設後も建物自体を解体せずに、ユニット単位で基礎から分離・輸送し、何度でも設置・再利用が可能のため、経済性も高く、応急仮設住宅など、災害対応や木材を利用し製造するため、産業振興にもつながるといった2つの利点があると考えます。

このモバイル建築の取組を進めている一般社団法人日本モバイル建築協会では、モバイル建築を災害救助法上の応急住宅として活用する仕組みづくりに取り組んでおられます。災害はいつ発生するか分からず、発生後に応急仮設住宅の建設に取り掛かるにしても、完成まで時間を要するため、平時においてモバイル建築を住宅以外の用途で利用しつつ、災害発生時には被災地に輸送・施設し、応急仮設住宅などの災害対応に転用する社会的備蓄を増やす取組です。

現在、本町において、モバイル建築協会の会員には登録しておりますが、さらに災害時などの協定締結を検討しており、協定を締結することで災害時に協会や全国の会員である自治体などからモバイル建築物を貸与していただくことも可能となります。また、逆にこちらがモバイル建築物を保有している場合は、貸与要請がある可能性もあります。今後も引き続き協議を行い、災害時の貸与手続の流れ、建築物の移動、再設置時の業者の選定方法等の確認を進めていきたいと考えております。

一方、本町におけるモバイル建築物の利活用に関しては、キッチンカーやコワーキングスペースといった活用法があるかと思っております。まずは、1棟をモバイル建築

で建設し、その有用性などを皆さんに知っていただきながら、少しずつでも整備していければと考えております。そのためには、本町の中でモバイル建築の製造や販売ができるような仕組みづくりが必要です。現在、集落支援員の三舛氏が小国杉を使ったモバイル建築の製造等を模索しておられますので、その状況を踏まえながら、関係する事業者等の協力が得られるよう、体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

まず、試作的なもので1棟造ってみるということで、考えておられるということでしょうか。うちのほうに材料が、これだけ木材がある南小国町ということでございます。別の意味になりますけど、まちづくりの基本にはその町に特徴のあるものをなるべく生かして、それを早期に使ってやっていくことも大切だと思っております。今、三舛さんのほうで試作をしておるといような段階かと思いますが、なるべく早くこれを生かしていくということを進めていただきたいと。その三舛さんのほうには、町のほうが何か設計を進めるに当たって、町からはどういう何か提案とか、そういうものをしておるかとは思いますが、いつまでにその試作等が出来上がるというようなことを考えておられますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御質問、ありがとうございます。

現段階では、三舛氏のほうと、今調整を行っているのは資材倉庫というか、現在、旧星和小学校のほうに置いてありますショップボット、あちらのほうをこちらのほうに移設できないかといったところを検討しております。その上で、どうしてもそれを置く倉庫等が必要かと考えているところでございます。それについて、現段階では設計に入る前の段階でございます。そもそもが、まずどうしてもこれが新しい、モバイル建築の新しい取組となっておりますので、一定した基準の設計単価とかが、正直なところございません。そういった部分からのまず今積み上げ、試算等を行っている状況でございます。また併せまして、小国杉を活用した施工方法等の確立を今準備しているような状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 状況は分かりましたが、私が聞きたいのは大体いつ頃からそれができるのかということでございます。町の施策というのは時間がかかるというのは考えておりますが、事業計画があるなら、スピードをもってやることも大切では

ないかと考えます。これは別の話でございますが、例えば庁舎のエネルギー問題につきましても、もう職員が話し合っているとかいうことをよく何回も聞かせていただいておりますが、話合いが始まってからもう2、3年になるのではないかと考えております。電気代もその間に相当かさんできておるのではないのでしょうか。今回、電気代も高騰したままでございますので、そのための庁舎のエネルギー対策ということもあるので、私のほうも議会のほうで聞かせていただきましたが、もうそれからでも1年たっております。何か補助事業を選ぶというようなことを回答としてはいただきましたけれども、それが遅々として進まないような状況を、ちょっとそれではいけないのではないかなというふうに思っております。

今回、境町のほうに行ったときにも、スピードということが自治体には大事なんじゃないかなということをおっしゃっていただきました。今回、今、モバイル建築にしましても、災害がいつ起きるか分からない状況というのは、もう国のほうでもずっと言っておりますし、そういう中でまたモバイル建築協会さんはもう既に形とか、いろんなものを造っておられます。それをわざわざ南小国で新しく成果をつくっていく必要はないんじゃないかならうか。向こうのほうから会員になっておるなら、向こうのほうからシステムなり、設計なりは、大体のことはいただけるとおっしゃいますし、そんなに時間のかかるような品物ではないと思っております。例えばツーバイフォーの建築と様式はほとんど変わりませんし、そのブロックを作り、基礎はもう丸太杭の上に乗せていくというような、大変簡便な方法でできるというのがこのモバイル建築の売りではないかと思っております。それをわざわざ難しく難しく造っていく、この必要があるのかなというふうに考えておりますが、今設計しておるとか、いろんなことを聞きましたが、いつまでに大体できる予定であるかを、私はお聞きしたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） いつと言われますと、申し訳ありません、明言はできない部分が少しございます。どうしても町が発注する以上、まずは入札ということになれば、公共性というか、その単価基準等の証明をどうしてもしなければならぬかと考えております。また、建築する以上は、安全面等の一定の基準、もちろんそういった部分の確認も行った上での施行というか、施策の展開というふうに考えております。そういった部分を突き詰めていく場合で、どうしても時間を要している部分かと考えております。できれば、令和7年のほうに計上できればと考えているところで、今準備はしているところです。当初には、申し訳ありません、もう間に合わないかと考えております。できれば、補正等の途中で計上できていけたらと考えてはおります。

ただ、協会のほうにも少しお尋ねをさせていただいたんですが、その設計の基準等が各業者によって大分違うような状況というところを今聞いております。各社での基準を設定されているようでして、統一基準というのがあるかないかといった情報でお聞きしているところです。ですので、議員もおっしゃったように、本町での基準といった形を設定をすべきかなとは思っているところではございますので、その辺りで少し苦慮しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

今の回答の中に、町は発注して、それを造るんだというようなことがございました。このモバイル建築の施工に当たりましては、どちらか町から、私の理想というのは、もう町のほうで造って、原野等に備蓄していく。それか、または必要とする自治体さんに直接売り込んでいくというような考えのほうか、安さが出てくると思うんですね。災害時には、多くの自治体が必要とするものであると思いますし、今、輪島のほうにも大分造って持って行っているというようなことをお聞きしてきたところでございます。

それで、これを町の業者さんあたりに造ってもらうなら、町が発注するという考えよりも、何かもう少し町のほうが入って、ストックあたりを考えると、一般の業者さんに持ってもらうというのは難しいところがあるかと思えます。町のその辺りの考えのほうを煮詰めるなら時間がかかるのは構いませんが、先ほど農林課長の説明によりますと、各社基準が違うとか、そういうことでございましたが、モバイル建築というのはそういうものじゃなくて、各社基準は違っても、本当に簡単にできるから、モバイル建築協会さんのいう仕様というのが出来上がってきておる、それが各社違っていいんですよということが一番大事なところではないかと思えます。ですから、南小国産のモバイル建築はどういうものという簡単な、単純に言いますと、ツーバイフォーの考え方ですので、それが幾つも出来上がれば、それでくっつけていくというぐらいの考えでいいかと思えますので、あまりその仕様自体を南小国独自の仕様を作る必要もないと思えますし、これは時間との勝負で、いつ起こる災害にも対応できるように、なるべく早く造るというのが一番重要なことではないかなと思えますので、来年から予算化していくんだということでございますが、まずその前に町が1棟発注するだけじゃ、町の木材の利用にもそんなに意味があるものではないと思えますので、まずそのモバイル建築を造る町の基本的な考え方、これをもう少し煮詰めていただけたらと思えますが、町長、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ちょっとすみません。詳細に関して、私のほうもどういうふうな進め方でモバイル建築協会とやり取りをしながら進めているのかといったところまで把握しておりませんので、ちょっと明言できることはないのですが、また何かあれば補足をしていただきたいと思いますけれども、こちらとしてもまずは早く1棟というものを造りながら、そういった南小国でこういった形ができるのかといったところを、まずは模索していき、そしてそのモバイル建築という建物のどういう機能性をもった、どういうものなのかといったところを、まずは住民の方々に知っていただくというのが、何よりも大切なのではないかなと思っておりますし、またそれをいかに横展開をしていきながら、備蓄を増やしていくのかといったところが大切なところであろうというふうに考えております。もちろん、そこで小国杉といったものをしっかりと有効的に使う、活用する、そういった大きな一つの手段になり得るものだというふうに認識はしておりますので、そういったところの引っかかっている壁というか、ハードルというか、そういったところをクリアしながら、少しでも早く何かそういった一つ物を作り上げられるような段取りをしていきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

1棟とりあえず造って、町民の方々にこういう品物である、これがどう町として考えるかというのを考えていくということでございまして、それならば納得できるものとなるかと思えます。ただし、その後、どういう形で、先ほども言いましたが、ストックを持つ場合に民間の会社でありますと、これは非常に厳しい部分が出てくるかと思うところもありますし、何らかの形で町が関わっていく必要があるかと思っております。

それから、境町のほうでは、そういうことで造ったモバイル建築を大きく広げていったところで、建物を造りまして、これを賃貸する形で、賃貸することで初期投資を少なくして、ほかの事業に展開しておりました。賃貸することで、多くの企業の誘致ができておるといようなこともございました。南小国として、災害時だけではなく、そういった店舗という考えで賃貸をすることで、ほかの企業の誘致ということも考えられるかと思えますが、そういう考えももっていただけたらと思えますので、併せて検討をお願いしたいと思えますが、これについてはどう考えられますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 賃貸物件というものが、すみません、私が考えている賃貸物件

なのか、ちょっとよく分かりませんが、そのユニットを組み合わせて2階建てにしてとか、そういったところで、例えば事務所みたいな感じでの賃貸ということの理解でよろしいですか。じゃなくて、単体で何かしらカフェだったりとか、そういったところに対する賃貸ということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。双方あると思うんですよね。賃貸の決めたものとして、個人用の町営住宅、単独の老人の方の賃貸住宅とか、それから例えば1戸であったら小さいカフェとか、つなげればある程度のレストランの形もできると思いますし、いろんな展開が考えられると思うんです。とにかく初期投資が少ないということで、境町の場合は都心に近いということもありまして、大きく誘致ができておるといこともございましたが、南小国におきまして、ほかの企業の進出、大きな工場等の進出は望めないと思います、こういう地形ですから。観光的なものの使い方が一番いいのではないかと思います、その場合に町としてもそんなにお金をかけなくていい。それで、基礎についてはちょっと考えを、その場合は改めなければならぬかと思えますけれども、そういういろんな使い方ができるというのが、このメリットじゃないかと思います。それも、少しは安価にできるというふうに考えております。その辺りを考えて、仕事場を持ってきたい人は大分、私たちにも話が来るところがございますが、場所がないというのが一番大きくあります。黒川の住宅問題につきましても、こういう場所がないというようなことで、森林を切って、南小国の山がたくさんありますので、場所を決めて、町としてそこをまた住宅用地に開発するとか、いろんな展開ができると思いますので、その材料もモバイル建築に使う、そして空いたところに建物を造っていくとか、そのくらいのちょっと余裕のある展開も今後は必要ではないかと思っております。この前からいろんな話で、農地を削減して住宅地にしてくれないかとかいう御意見もよく聞きますけれども、とりあえず農地の場合、林地もいろんな制約がかかるとは思いますが、比較的、農地よりも林地のほうが使いやすいというようなことはあるかと思っておりますので、その辺りを含めたところで、いろんな施策を早く考えていただけないかなというようなつもりでおります。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 賃貸で貸し出すことによって、初期投資の費用負担の軽減といったところにもつながりますし、そういったキッチンカーだったりとか、グランピングだったりとか、そういったところの事務所的な部分でも多分使えるようなものでもあろうかというふうに思いますので、いずれにしても、今後、まずは1棟造ってみながら、それをいかに幅を広げていくのかとか、汎用性を広げていくのか

というところがやっぱりまずは課題だというふうに思っておりますので、そういった賃貸を取り入れた手法というものは私も当然考えていくべきところであろうかというふうに考えておりますし、その備蓄しているものがいずれ有事の際にはよその自治体にとか、よそからうちの自治体にとか、そういったふうにつながっていくものというふうに考えておりますので、そういった賃貸で貸し出すということも十分考えられるのではないかというふうに思っております。

○議長（井上則臣君） 穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

先ほども申しましたが、木材価格の低迷は続いております。それから、いろいろな価格高騰で住宅の着工戸数も減っておるといような中でございますので、なるべく早期にこのモバイル建築、町長もいいというお気持ちでおられると思いますので、町のほうで展開する施策というのを早めに打ち出してもらえないかというふうに考えております。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（井上則臣君） これにて、7番、穴井秀房議員の一般質問を終了します。

引き続きまして、4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 4番、森永です。

通告に基づきまして、質問させていただきます。

DXの推進についてということでお尋ねをいたします。DXといいますと、デジタルトランスフォーメーションの略でございます。このDXというのは、デジタル技術を活用して、仕事や暮らしをもっと便利で効率的にし、新しい価値を生み出すという取組を指します。

近年、日本の国全体でもDXの推進は重要な政策課題と位置づけられております。2021年の9月には、デジタル社会形成基本法というデジタル社会の実現に向けた法律が新たに制定されております。社会全体でデジタル技術を活用し、行政、経済、社会を効率化しつつ、誰もがその恩恵を享受できる社会の構築を目指しているところです。

また、同日にはデジタル庁も発足しております。デジタル庁では、行政サービスのデジタル化、地方自治体のデジタル推進支援、マイナンバーカードの普及促進などを重点的に進められており、デジタル社会の実現を推進されております。

しかし、今年の6月に発表されました世界デジタル競争力ランキング2024という国際経営開発研究所が公表しているランキングによりますと、日本は38位と過去最低のランキングでした。このランキングは世界の67の国と地域を対象としており、国際的にみると日本の現状はまだまだといえるかと思えます。

一方、本町に目を向けますと、町の公式LINEの開設や、学校教育の現場での1人1台タブレットを導入した教育環境の整備、また今年度からは保育園の連絡帳アプリの導入など、デジタルを有効的に活用されている分野もあります。いずれも効果的な使い方がされており、利用者にとって非常に満足度の高いサービスだと感じております。

DXの真の価値というのは、町全体でのデジタル技術の活用を通じて、住民や事業者、行政全体がその恩恵を享受できる仕組みをつくることにあると思っています。本町では、今後、少子高齢化や生産年齢の人口の減少が進むと予測されております。予想されるとおりの人口を抱えた状態では、行政運営や住民サービスの維持がこれまで以上に困難になってくるのではないのでしょうか。地域課題を解決し、住民の生活の質を向上させるためにも、DXの推進は欠かせない取組であり、住民一人一人の生活を豊かにする可能性を秘めていると思っております。今後、さらに幅広い分野でのデジタル技術の活用を体系的に進めることが必要ではないのでしょうか。

町として、今後どのようにDXを推進されるのか、具体的な政策展開の計画があるのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番議員の御質問にお答えをいたします。

国内の地方自治体におけるDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、業務のデジタル化については、民間に比べ遅れており、デジタル庁が中心となり自治体基幹業務システムの標準化・共通化をはじめ、行政各種業務のデジタル化する際のデジタル田園都市国家構想交付金等の支援制度創設など、各地方自治体で進捗に差はあるものの、取組が進められています。

本町の自治体DXについては、コンビニ交付やコンビニ収納、多言語対応翻訳モニターシステム、保育園の連絡帳アプリを既に導入し、書かない窓口、いわゆるスマート窓口というものですけれども、こちらのほうを本年度中の導入に向け準備を進めているところです。

しかしながら、本町の行政業務の根幹をなす基幹業務システムの標準化・共通化が完了しないことには、他の業務における自治体DX、デジタル化のさらなる取組を手掛けることができない側面もあります。

また、行政業務の自治体DX、デジタル化を行う上で、第1は町民の利便性向上が目的となりますが、同時に庁舎内の業務効率化も図る必要もあるため、総合的・一体的な取組を行うことが有効であると考えます。

よって、まずは基幹業務システムの標準化・共通化に注力させていただき、この業務が完了した後に、デジタル化できる業務から取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

先ほどのお話にもありましたけれども、今年度、保育園の連絡帳アプリというのが導入されております。これは私自身も毎日のように使わせていただいていますけれども、やはり本町におけるDXの最たる事例かなというふうに感じています。非常に利便性が高いものとなっております。

例えば、子供さんってよく熱を出したり、体調を崩したりしますけれども、その際に保育園を欠席しますといった際も、以前でしたら、電話連絡のみでしたので、しかも電話連絡も給食を作り始める前の9時までにはなるべく連絡を入れるようにというふうにしていましたが、そうすると、やはりもう特に冬場とか、季節の変わり目は、もうはやり病なんかがあると、まあ電話がつながらないという状況が多々にしてあっていましたが、今現状、アプリを導入されてからは、もう欠席をさせなきゃいけないと思った時点で、24時間いつでも親指一つで連絡をすることが可能となっております。これは保護者側にとっても非常に利便性が高いなと感じていたんですが、保育園側にとっても、連絡が入った方というのが一覧でずらっとパソコン上で確認することができますので、先生方も電話対応にさくパワーというのを非常に削減できているということでした。特に早番の時間帯なんかは、非常にアプリがあってよかったよねというのを感じるとおっしゃっていました。なので、先生方の働き方というところにも非常に好影響が生まれているものと思っています。

また、このアプリを導入したことで、ペーパーレスにもつながっています。今まで保育園からのお知らせだったり、毎月の給食の献立などはプリントアウトして配布をいただいていたのですが、今はアプリ経由ですので、資料の配布というものが紙ベースのものというのが随分と減っております。なので、配布の手間なども削減できているというところで、非常に連絡帳のアプリを導入したというだけですけども、メリットというのは非常に大きいなというのを感じているところです。なので、このデジタルを活用するということで、便利な暮らし、サービスというのを提供できているというのがDXの真骨頂かなと思っているところです。

本町で、やはり一番多くの町民の方が最も利用されているデジタル化されているものというのは、やはりLINEかと思っています。現状、積極的な情報発信というのをされており、今朝時点で1,607名の登録、フォロワーがいるというような状態です。実際、どの年代の方が登録されているのかなというのが気になりましたので、ちょっと調べてみました。こちらはあくまで目安として見ていただきました

いんですけれども、こちらは町民の数に対して、どのくらいの方がLINEを登録されているかというのを調べたものになります。住民の数は、今年の10月31日時点での数を出していただいています。また、LINEの登録者は11月27日の時点でしたので、若干のタイムラグというのはあつたりしますし、またLINEに年齢を登録されていない方というのもいらっしゃいますので、またLINEの開始から数年たっていたりもしますので、年齢層が変わっていたりもしますので、あくまでも目安として御覧いただけたらと思っています。

この棒グラフが住民の数になります。10代から20代と続いて、90代までの、それぞれ住民の数というのを出しています。この棒グラフも色が濃いものと薄いものとありますが、色が濃いものが、黒色のものがLINEに登録をされている方の数になります。薄いものがLINEに登録をされていない、若しくは年齢を登録されていないという方になります。この赤い折れ線グラフというのは、LINEの登録率というものを出した数値になります。例えば50代ですけれども、50代ですと、住民票が町内にある方が361名いらっしゃいます。そのうち、LINEの登録者というのは241名ありますので、登録率が66.8%と、約7割の方はラインに登録されているということです。併せて、大字ごとでも登録状況を見てみますと、大字中原が31%の登録率、赤馬場が28%、満願寺が23%という状況でした。この数値を見ていただくと、30代が59%と上がっていきまして、40代が66%、50代も66%、60代も54%と、30代から60代までというのが非常に高い割合でカバーをされているかと思えます。

しかし一方、やはり70代になると、26%と数値が落ちてきていますので、今現在、教育委員会のほうでスマホ教室などもしていただいていますので、こういった活動を継続していただくと、御高齢の方へのデジタル化の普及というところにもつながるのかなと感じているところです。

1つ、この気になる数値としましては、20代の登録の低さになります。20代が24.6%となっております。20代は結構LINEの利用率というのは、国内で見ると非常に高い数字ですので、もしかしたらですけれども、これは観光業などのお仕事で町に来られた方、若しくは外国人の方というのが多いのかもしれないということです。大字満願寺の登録率も23%と少し低めですので、もしかしたら、この20代の登録率というところがお仕事関係かもしれないんですけれども、そうなる例えば手続をされる町民課の窓口などにLINEの登録のポップなどを置いておかれると、少しの待ち時間の間に登録ができたりとかも可能になるかと思えますので、こういった形でどの世代も高いカバー率を上げていくというところが必要かと思っています。情報を行き届かせる、より広くしっかり行き届かせるためにも、

情報格差をなくすためにも、教育委員会でのスマホ教室だったり、町民課窓口での案内などというのにも必要かなと思っているところです。

そこで、1点お尋ねですけれども、いずれにしても非常に高い利用率があるこのLINEですけれども、今後さらに活用していくというような具体的なお考えがありますかというのを伺いたと思います。先ほど、町長のお話でも、書かない窓口というお話があったかと思えますけれども、例えば今、LINEのほうでも窓口というのを開設したりとかもされているところというのは、よく見かけます。申請書類なんかをLINEのほうからもできたりしますので、そういったことをお考えなのかとか、若しくはまた現在、町内は外国の方も増えてきておりますので、そういった翻訳等を含めた機能等ももたせるのかなど、LINEのさらなる活用についてお考えがあれば、いただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

LINEの活用についてですが、先ほど森永議員のほうから貴重な資料等を提示いただきまして、ありがとうございます。

今後の活用も含めて、LINE窓口といえますか、LINEで窓口の手続きができるという仕組みづくりについてですけれども、まずこれを検討する上で、窓口業務の手続きをオンライン化する際の向き不向きといえますか、そういったところの内部での有効性などの検討、またそれと同時にLINEで行うことが有効かどうか、ほかのシステムも含めて検討する必要があるかなというふうには感じているところです。

第1は、やはりLINEというシステムを入れて、今、情報を提供しているという業務のみ行っておりますが、このラインを拡張することが有効であるのか、それともほかのシステムで入れることが有効であるのか、そういった部分も含めて幅広い部分から検討が必要であるとは思いますが、いずれにしても窓口業務のまずはスマート化という形で、書かない窓口のシステムを導入を今年度予定しておりますが、それに併せて窓口に来なくても手続きができるシステムというの、ゆくゆくは導入しなければならないと考えておりますので、このLINEのシステムを拡張するかどうかという部分も含めて、今後検討を進めていければというふうに思っていますし、総合的な判断が求められますので、ある程度、時間をかけた検討が必要であるかというふうには考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

L I N E がいいのか、ほかのシステムがいいのかというところかと思いますが、
ども、これだけの登録者があって、実際に実働している、稼働も高い稼働ですので、
このL I N E を使わないという手は何かもったいないんじゃないかなという思いが
あります。L I N E 以外にも便利なシステム等々もあるというのも存じ上げていま
すけれども、ぜひこのL I N E のさらなる活用というのができたらなと考えている
ところですよ。

併せまして、例えばL I N E の活用で、今、窓口関係、手続関係のお話でしたが、
災害時などにも有効活用がさらにさらに活用ができないかなというのを考えていま
す。現状、避難情報なんかもきめ細やかに情報を発信されておりますが、例えば住
民の方が被災した場合などに、被災状況とか被害の状況というのを、写真を撮って、
それをフォームで報告するというようなことができるようにならないかなというの
を考えています。現在は、もし何か災害時等々で被災された場合は、電話連絡とい
うのを役場にされている方が多いかと思っておりますけれども、やはり口頭でこれだけ被
害に遭っていますというのを説明するというのは、やはり限度があるんじゃないかな
と思っております。やはり役場の職員さんも電話対応だけではないので、ほかにも避難
所の運営なども、いろんなことをされていますので、この辺りを効率化というより
も、もう有効に使えるようにならないかなというところで考えています。この辺り、
災害時の有効的な活用についてのお考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問、ありがとうございます。

今、L I N E のほうを災害関係は書き込みのほうができない形にはなっておりま
す。今言われたような形で行いますと、いろんなものが自由に書き込むことができ
るようになってしまうというところと、今のシステムが画像を入れるのがちょっと
相当手間がかかるような形になっておりますので、今すぐさま、その辺りが問題解
決するというのはできないというところもございます。あとは、電話も一緒ですけ
れども、信憑性とか、その確認とか、そういう部分もいろいろとかかってくると思
います。今思ったのが、特派員さんじゃないですけど、町に何名かお願いして、こ
ちらからお願いして、災害時に何か入れてもらうとか、そういうことも考えられる
とは思いますが、その辺りは確認しないと何とも言えませんので、いろいろと
そういうアイデア、ちょっと検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

確かに、公式L I N E というのを運営されている方とかにお話を伺うと、やはり
意図してない情報が入ってきたりというところもあるという話も聞いたこともあり

ますが、それでもやはりメリットのほうが大きいというふうに話を聞きましたので、今後いつ何が起こるか分かりませんので、そのときには使い慣れたものというのが一番ベストなんじゃないかとも思っていますので、併せて今後もまた御検討いただけたらと思っております。

いろんな機能が今あります。それがオプションで使える使えないというのは決まっているんですけども、より一層、これだけ登録者がいる媒体ですので、有効的に活用いただけたらと思っております。

また、サービス面、使える機能というのが増えることで、登録される方が増えるということも十分にあるかと思しますので、ぜひ今後ともより有効な活用というのをお願いしたいところです。

続きまして、役場庁舎内でのチャットGPTの導入についてのお考えを伺いたいです。AIの技術やデジタルツールの活用というのは、役場の業務負担の軽減や住民対応の迅速化にも大きく寄与する可能性があります。やはり、現在AI技術のツールとして注目されているのがチャットGPTだと思っています。ほかの自治体でも導入というのはされているケースが増えてきていると聞いております。本町での導入についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

チャットGPTについても、現在、課内の担当係のほうで検討を進めているところでございますが、こちらのほうにつきましては、主に庁舎内の業務に活用することが中心になってくるかと思っております。どのような業務に活用していくのか、有効的な活用方法を含め、方向性を決めた上で、どのシステムを選択するかを検討していく必要があるかと感じているところでございます。

また同時に、導入する場合、業務の効率化ばかりに捕らわれて、業務の本質をおろかにすることがないように、職員の教育も併せて行う必要があると感じております。また、県の市町村電子自治体共同運営協議会という組織がございますが、こちらの中で県内市町村で同じシステムを共同調達するという形で導入する場合がありますので、こういう県の動きも注視しながら、導入に向けて検討準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。現在検討中というところでの答弁だったかと思います。

やはり最終的に町の事業を執行していただくのは役場の職員さんですし、それを決定するというのも人になりますので、人ができることというのがかなり多くは占

めていますけれども、やはりAIやデジタルの能力が得意な分野というのもあります。こういったデジタルの力を活用するというので、職員さんの負担軽減なども十分に期待できるかと思っています。もちろん安全かつ効率的な運用のためのルールづくりというのも十分に必要だと思っています。機密情報は入力しないとか、個人情報を入力しませんというような、そういったところはルールづくりというのも必要だと思いますし、先ほど課長がおっしゃったように、研修というところも必要になってくるとは思っています。しかし、そういったものをもう並行しながら導入いただいて、今の働き方というのを少しでも改善、より良くすることができたらなというふうに思っております。

続いて、商品券についてのお尋ねをいたします。現在、商品券は紙ベースでの発行がすべてかと思っておりますが、こちらもゆくゆくはデジタル化が必要なのではないかと思っています。国のほうでは、キャッシュレスというのはいま何年も前から推進をされています。本町は観光地でもありますので、町全体でそのキャッシュレスを推進させるというような促進材料としても、その商品券のキャッシュレス化みたいなところを活用というのができたらどうかと考えておりますが、この商品券についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

商品券につきましては、商工会が実施主体となっております商工会員事業者を中心とした町内での消費拡大と購買促進を目的としたプレミアム商品券事業と、町が実施主体で商工会に依頼して実施をしております生活支援経済活性化を目的とした暮らし応援券等の事業は、別で考える必要があるのかなというふうに感じております。

暮らし応援券は、町内の全世帯、幅広い年齢層を対象としているため、今後、事業を実施する必要がある場合におきましては、引き続き紙による商品券を発行することが一番ではないかと、当面の間はですね、一番ではないかというふうに考えているところでございます。

一方、商工会が実施主体のプレミアム商品券事業については、販売という形で実施されておまして、デジタル化が比較的導入しやすいとは思いますが、何分にも商工会が実施主体でありまして、商工会の御理解が得られなければ実施はできませんし、システム導入等に関しても、解決すべき課題は多いと感じております。

しかしながら、将来どこかの段階でデジタル化の判断は迫られる時期が来ると思われますので、今後、商工会との協議の場をもっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

私も、商品券と一言にいても、暮らし応援券というのは、ほかのものに比べて目的が別のものだとは認識をしておりますので、先ほどおっしゃったように、もし今後、もし何か暮らし応援券を発行するというようなときがあったとしたら、暮らし応援券は私も紙がいいと思っています。ただ、町内の経済振興のために発行しているもの、例えばプレミアム商品券などであれば、キャッシュレスの推進等を含めてデジタル化というのも今後は要検討課題だと思っております。

商工会とも話をしています、やはり商工会としても、もしデジタル化したら、データが活用できるんじゃないかと。データが活用できたら、それが次の商材につながったりするかもしれないという可能性もありますので、今すぐ、来年からとかいう話ではなくて、ゆくゆくはデジタル化、こちらに必要なんじゃないかなという話でしたので、おっしゃったように、今後の検討課題として、こちらも併せてお願いをしたいところであります。

そして、最後に1点だけ、これは町長にお考えをお伺いしたいと思っております。ライドシェアについてのお尋ねをいたしたいです。本町は、公共交通が限られております。しかし、高齢者の支援、観光振興というのを考えたときには、ライドシェアの導入というのも必要なのではないかなと思っております。ほかの自治体でも、先進して導入されたところの事例というのも今上がり始めてきておりますので、本町としても判断をされてもいいのではないかなと思っております。ライドシェアについて、または本町のデジタル化、DXについてのお考えを伺えたらと思っております。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 様々な御提案、ありがとうございました。

まずは、冒頭からお話がありましたLINEの利活用に関してでございますけれども、やはりLINEというのは一番SNSの中でも幅広い世代の方々が利用しやすい、日頃からなじんでいる、そういったSNSのツールの一つだというふうに思いますし、そういった意味ではそのLINEを主体的に使っていくということが、多分スムーズにデジタルを町民の方々に、デジタルに慣れ親しんでいただく一つの大きなきっかけになるのではないかなというふうに思っておりますので、そういった意味においても、LINEを中心とした議論になってくるというふうに私も考えているところでございます。

また、デジタル商品券、そういった部分に関しても、今後はそのような形に必ず

なっていくものでもございますし、そういったところのスマホの扱い方だったりとか、そういった部分に関して教育委員会など、ほかの民間のそういった大手通信会社だったりとか、そういったところと連携をしながら、そういったスマホ教室だったりとかをして、幅広い普及を図っていきながら、可能な限りスムーズにこういったデジタル商品券だったりとか、今はペイペイだったりとか、そういったお支払方法の中でそこに割引を与えるような部分もありますし、そういった意味においても、例えば今楽天と協定を結ばせていただいておりますが、楽天の方々からもいろいろな指導をいただいて、何かしらそういったデジタル化の推進を町全体で図っていければなというふうに思っております。

あと、二次交通というか、そういった公共交通機関の部分に関してでございますけれども、以前ちょっと国交省のほうに昨年度でしたけれども、自動運転の部分で申請を出させていただいております。この件に関しましては、黒川温泉の新しい大きい駐車場から温泉街の中の駐車場まで移動するようなものでございまして、茨城県の境町でももしかしたら見られたかもしれないんですけども、あれが実際、どうしてもうちの町の場合が国道を通ることがございまして、警察のほうもその点をまずは気にされていた部分がございます。どうしても時速20キロでしか走ることができないという部分、人は乗っております、手動で切替えもできるんですけども、やっぱりどうしても道路自体がスピードを出してくるというような路線でもございますので、そういった部分の一つ懸念点でもありましたし、またセンサーが非常に今精度が上がっております、人が歩いていたりとか、あと例えば木の枝が下がっていたりとかしたときには必ず止まるんですよ。ですので、温泉街というか、ガソリンスタンドのほうから温泉街に入っていくときに、やっぱりかなりの人が通っておりますので、それで一回一回止まっていたら、何かあまり意味がないかもしれないなというふうなところも、私も改めて考えたところでございました。

そういった意味で、今回はその自動運転に関しては、採択にはならなかったんですけども、そういったことをトータルで勘案していくと、私としても今ライドシェアがうちの町としてもスムーズなんじゃないかなというような話を今、担当課とさせていただいております。これは黒川温泉だけに限ったわけではなくて、町全体としてもライドシェアというような制度が利活用できるのが一番いいのかなというふうに思っているところでございます。確か、高森町が実証実験のほうをされておりますので、そういったところの情報もいただきながら、またどうしても地元のタクシー会社だったりとか、そういったところの御理解もいただかなくてはいけないというところもあろうかというふうに思いますので、そういったところをちょっと

一つずつチェックしながら、また担当課と一緒にそういったライドシェアの部分も今後議論を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。大変前向きで心強いメッセージであったと思います。ぜひDXは本町としましてもどんどん進めていただきたいというところがあります。ただ、すべての住民に恩恵が行きわたるように、デジタルに不慣れな方だけが出てこないようにというか、そこら辺のサポートというのも必須になってくるかと思しますので、ぜひ今後とも推進のほどをお願いしたいところであります。

小さい町だからこそ、デジタルの恩恵を大いに受けることができることを願い、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、4番、森永一美議員の一般質問を終了します。

休憩に入ります。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を再開します。

一般質問を行います。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） それでは、通告に基づき質問をさせていただきます。

まずは、本年の3月に同様の質問をいたしました。その際に、黒川の老朽化した住宅の今後の回答をいただきました。今後は低所得者向けの町営住宅の建設予定はないとのことでした。黒川住宅は除却、西黒川住宅については町営住宅としての用途廃止、今後検討していくという回答をいただいていたと思いますが、本年度中に令和7年から11年までの総合計画が作られるようになっていると思いますが、その計画にこういった住宅老朽化されたものの計画はあるのかどうかを伺いたいと思います。

それと、9月の定例会においても、3番議員の方からもいろんな形の各課が管轄している空き住宅の利活用の促進についてということの質問もありましたけれども、こういったことについてもお伺いしたいと思います。

前回の町長の回答に、入居のない期間が長くなれば、施設の劣化状況は進行するし、犯罪上も良くないので、入居条件等を見直し、期間を限定した貸出しも検討す

る旨の回答がありました。その後、こういったことについてどうなったのかをお教えいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

質問の中身とちょっと私の答弁とで足りない部分があるかも知れませんが、そういうところはまた後ほどの御質問の中で御指摘いただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、町営住宅が広義であるため、答弁の内容が質問の意図と異なる部分もあるかも知れませんが、御了承いただき、後の質問により対応させていただければと思います。

建設課として、1つ目の質問の、今後の住宅の計画についてですが、新規整備の計画という観点から、3つ目の質問である単身者用の住宅及びシェアホーム等の計画の答弁と重複する部分が多く、まとめて答弁させていただき、その後、2つ目の質問である転居先のあっせんについて答弁させていただきますので、御了承ください。

建設課が所管する町営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、入居希望申込みに際し、一定の所得以下であること、住宅に困窮する理由が必要となってきます。その上で公営住宅の管理戸数については、全国的な方向性として新たに整備するのではなく、現在管理している住宅を改修し、躯体を長寿命化させ、今ある住宅を維持管理していく。また、改修しながらも、老朽化し耐用年数を過ぎた住宅については除却し、管理戸数を減らしていくこととなっております。その背景には、人口減少やそれに伴う空き家問題などがあると思われませんが、本町についても例外ではありません。

本町では、現在173戸の住宅を有しており、そのうち黒川団地8戸と西黒川団地12戸の計20戸について、以前に比べ需要が低下していること、建物の老朽化、そのほか接道の幅員の問題などを理由に、政策的空き家としております。今後の方針として、黒川団地については除却する方向で検討しており、西黒川団地は町営住宅としての用途廃止を検討しております。その後、除却するのか、または新たな用途として活用するのかについては、今後の検討課題だと考えております。

いずれにしても、令和6年9月議会での答弁のとおり、耐用年数、躯体の状態などを考慮し、管理戸数を減らすことはあっても新たに住宅を整備し、戸数を増やすことは現状考えておりません。

次に、現在入居中の方に対する他の住宅へのあっせんについてですが、過去に他

の住宅へ転居されないかという聞き取りによる調査を行っております。具体的な聞き取りの内容については伏せさせていただきますが、転居されない一般的な理由としてよく挙げられるのは、入居者御自身の年齢のことや、住み慣れた環境であること、今よりも家賃が上がることなど、様々な理由があります。しかしながら、その聞き取りから時間が経過していることから、今後改めて聞き取りを行い、入居中の方の気持ちをお聞きすることを行いたいと思います。

まちづくり課が管理する住宅として、まちづくり住宅、移住者向け暮らし体験住宅並びに移住定住促進空き家活用住宅がありますが、いずれも地域おこし協力隊等や移住定住者などの受入れを目的とし、入居資格要件を設定しており、特に暮らし体験住宅と空き家活用住宅は補助事業により整備を行っているため、町民の方の入居を受け付けておりません。いずれの住宅も若干の空きがあるものの、移住定住で相談が来ている部分もあり、特に補助事業による整備分は目的外使用による補助金返還もあることを踏まえ、仮に町民の方の入居を受け入れた場合、条件として地域おこし協力隊等や移住定住者の入居希望があった際に、住宅を明け渡していただくこととなり、結果、入居していた町民の方にも迷惑がかかってしまいます。そのような理由から、住宅に空きがあったとしても、町民の方の入居は困難であると考えます。

教育委員会が管理する教職員住宅は、本町の町立小中学校に勤務する職員等を対象とした住宅になりますので、町民の方の入居は受け付けておりません。

また、農林課所管の農林業担い手住宅は5戸あり、すべてが空き家状態とはなっておりますが、今後、行政型協力隊を5名募集し、雇用する計画であるため、確保しておく必要があります。

以上が、各課局で管理しております住宅の現状です。ただし、住まいの確保整備は喫緊の課題であるため、現在行っている補助事業などの要件の見直しや、新たな制度の創設も必要であると感じておりますので、役場内部での課を越えた連携を進めていきます。中でも、民間企業とのPFI方式での建設や、境町における住宅確保の取組を参考事例として協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。御回答、ありがとうございました。

私がなぜこのような質問を繰り返すのかと思われているとは思いますが、現在、黒川の旅館等で働く従業員の方から、現在、独身寮に住んでいると。そして、家族でその独身寮に住んでいる。住む場所に困っているので、どうにかならないだろうかという御相談を受けまして、いろんな形で空き家バンク、そして現在空き家とな

っている所有者の方にも御連絡して、借家となりそうな物件等を当たってはみたんですけれども、これも別荘も含んでやってみたんですが、個人的に連絡して、一応お話等をしたわけなんですけれども、なかなか話をまとめることができなかったという、こういったことの経緯もありまして、再度質問をさせていただいております。先ほど町長の答弁にもありましたように、各課あたりで検討していくということでございますので、ぜひともこういったことで、困窮していらっしゃる方もおられるので、町民の方の移住を認めないというところも含めて、検討していただければと思っております。

一番に、やはり農林課が今所有してあります満願寺に2戸、黒川に3戸ある、現在の教職員住宅跡の農林課が管轄してある住宅が5戸あります。このうちの3戸の物件について黒川にある必要があるのかなという見解で、ああいう黒川にある分については、旅館で働いていらっしゃる方たちに貸し与えて、期間を決めて貸し与えてはどうかという質問を前回いたしました。そういったことに対しても、一応検討する旨の話がありましたので、ぜひともそこはやっていただきたいと思っております。それができないのであれば、先ほど政策的空き家となっている、現在、西黒川住宅に12軒あるんですが、ここに東の棟に2人の方がおられます。そして、西のほうの棟に1人の方がおられる。計3人のおられます。こういった棟について、どちらかに移住してもらうことができれば、片方の棟を解体し、除却し、次の展開に持っていけるのではなからうかと思っております。こういったものを引越しの費用や家賃等について、やはり住民の方からの聞き取り調査を若干やりましたけれども、今まで長く住んでいらしゃったので、一人暮らしにも関わらず、やはり荷物等が多い。だから、3LDKある住宅の中に、やはり一人暮らしの方は1間で大体完結をされている。あとの2間については、荷物置場になってしまっているのが現状であると。

そして、西黒川住宅も1人の方にお聞きしたんですが、やはり3軒になってしまっていて、周りの草刈りや維持管理するにも、高齢になって自分たちではなかなかできないと。だから、若干若い方が1人住んでおられますので、この方をお願いして、草刈り等のことはやっていただいていると。それと、もう1つ下に2軒の住宅があって、その横にその住民が集えるような公民館の跡もあります。ここの整備もなかなかできていない状態で、草ぼうぼうの状態でした。こういったことも踏まえて、どっちかに寄せてというか、違うほかの人が入るんじゃなくて、どっちかに寄せていただいて、同じ敷地内の居住区分をしていただいたら、片方が空いてしまう。そのものを除却するのであれば除却していただいて、先ほど7番議員の方からも、モバイル建築ということがありました。これはもう低価格ですぐに

でも組み立てて持ってきて置けると。災害用の住宅にもなるというようなものを、やはりそういった跡に置くのか、また先ほど言われたように、林地やらを開拓して、簡易に置けると。こういったところに移住していただくことによって、こういった一人暮らしの高齢の方たちの住居にもなるのではなかろうかと。これを町営住宅としてするのはなくて、そういったところに一応移っていただくということに関して、やはり町自体も単年度で計画するのか、もうそのままその方たちがいなくなるまで待って、いなくなってからどうにかするのか、こういったことを計画的にするべきではなかろうかと思っておりますので、そういったことも踏まえて、やはり住環境の整備をしていただければと考えております。

農林課に来年、5人入る予定というお話を今、町長のほうからお聞きしましたけれども、この方たちが家族で来られるのか、単身で来られるのか、よく分かりませんが、単身で来られる方についてはそういったモバイル建築で、個人向け用のものに、どこでも移せるような、そういった施設に移っていただいて、今ある既存の3LDKの一軒家みたいになっているところは、家族が移住定住できるようなものの施設として活用したほうがいいのではなかろうかと考えておりますが、やはり今、黒川にある3棟についてはもうどうしてもその農業の関係者を入れるというスタイルでずっといくのかどうかお聞かせください。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御質問、ありがとうございます。

そうですね。単刀直入にというか、農林課が所管、管轄する以上は農林業の担い手のための住宅ということで管理をさせていただいております。町長からも説明があったとおり、今年度というか、今月中に行政型地域おこし協力隊の募集を5名行いたいと考えているところでございます。その方々が単身か家族かというのはちょっとまだ分かりません。申込みがどういった形であるか分からないので、それを行った上で、その後ということになってくるかと思えます。ただ、やはり農林業の担い手住宅ということで管理させていただいておりますので、現在のところはそういった方向で考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

まだどんな方がこられるか分かっていないという御回答でございました。家族ぐるみで来られるのか、単身で来られるのかも、よく分かっていないということでございますけれども、やはり必要とされる方にやれるような、各課で管理しているものについても、話合いの中で必要とされる場所に貸し与えてもらえるような方法

を取っていただければと思っております。

今後、そういったものが必要になってくると思います。黒川において、今、単体で寮を抱えていらっしゃる旅館が何軒もありますけれども、こういったところも今から増設、また建てようとしている旅館もありますので、こういったところに先ほど来からあったPFI居住住宅事業か、このモバイル建築事業、こういったものを議員研修で教えていただきましたので、こういったものがやはり簡易にできて、安価なものでできるのであれば、こういったものを提供してやって、単身で来られる方の、従業員の方の寮等に活用できないものかと思っております。個人で来られる方の居住をこういうモバイル建築でしていただければ、誠にありがたいと思っております。いろんな各課をまたいで、できない理由は多々あると思っておりますけれども、何とかできる方法を見つけて、一番いい方法を執行部の皆さんには考えていただければと思っております。

今後の総合計画の中にはもう入っているのか、入っていないのかを、最後にちょっとお聞きしたいと思います。こういった住環境の整備を来年度からの総合計画の中には盛り込まれておるのかどうか、ちょっとお伺いしていいですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えをいたします。

現在、計画している総合計画につきましては、今後5年間についての計画なんですけれども、こちらの内容につきましては、この住宅の整備であるかという計画は特に掲載しているものではございません。でも、議員がおっしゃるように、喫緊の課題であるということは執行部のほうも重々認識しておりますので、各課、担当はいろいろ持っておりますので、その中でどういう方向で整備をするのがいいのかというのを十分議論しながら、計画には載っていない部分でも整備を行うという場合もございますので、そういったところはまた内部で話しながら計画を立てつつ、どういう対応が一番いいのかというのを模索しながら、引き続き協議は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

計画には今のところないということでございまして、今後、やはり住宅を計画を立てられて、今住んでいらっしゃる方の6名のうち5名が高齢者ということでございます。この人たちがあと何年そこにいれるのかよく分からないんですが、この人たちがいなくなつてからするのか、何年後にここは黒川住宅は除去する、西黒川住宅はどうするのかというようなことを、ばらばら、歯抜け状態で人間が入って

て、いらんような状態じゃなくて、どこかに集約ができる方法を取っていただいて、そのいなくなった土地は除去して更地にして、何か違うものに転用するというような計画を、ぜひとも早めに立てていただいて、住宅とかいうのはなかなか時間がかかるということも分かりますけれども、先ほど言ったように、そのモバイル建築であれば簡単に移設もできるということでございますので、そういったものに転用はできることではなかろうかと思っております。

同じような質問をずっと繰り返して、非常に心苦しいわけではございますけれども、住民の方からの相談が結構あって、そういうところの問題もありますので、ぜひとも総合計画の中に今後盛り込んでいただきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） これにて、2番、北里桂一議員の一般質問を終了いたしました。続きまして、1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 1番、下城でございます。

通告書に従って、1点質問させていただきます。

プレミアム商品券、もう17年たつというのを、私もこの間、今年から商工会の理事になりましたものですから、ある意味では商工会としての運営側といえますか、そういうふうな立場でいろんな話を見聞きさせていただく中で、17年もたつたのかというのを改めて感じました。17年前というのは平成何年か分かりませんが、2024年から引いたら2007年、世界経済が非常に不況の中で、2008年に半分ぐらいしか覚えていませんけれども、リーマンショックというのが起きたのが2008年、そういう中で不況がどんどんどんどん進んでいくような世の中。そのときに商工会のほうからプレミアム商品券を発行させてくれというような、当時の執行部の方にお話があったんだろうと。そこで、予算が付けられて17年、今でもそうですし、当時はなおさら182社、今は182社ですけど、もうちょっと当時は多かったんじゃないかなと思います。この800万円、今後町としてどういうふうにしていこうかと考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 1番、下城議員の御質問にお答えをいたします。

商工会が実施しているプレミアム商品券事業については、議員おっしゃられたとおり、商工会が企画立案し始まった事業で、商工会からの要望を受け、町からプレミアム分の補助を行っているものです。補助は、以前より行われておりましたが、平成21年に商工会からの要望により、商品券1セット1万円分に対し、2,000円のプレミアム分として加え、1,000円券12枚、1万2,000円分を2,000セット販売するよう事業が拡大され、プレミアム分の金額2,000円の2,

000セットで400万円を前期・後期で合計800万円、町より補助するといった形となり、現在に至っています。このように、プレミアム商品券事業は、商工会の要望により始まった補助事業であり、コロナ禍に生活支援並びに経済の活性化を図るため、また円安や物価上昇、原油価格高騰などの影響による対策として、町が主体で商工会に協力していただき実施した暮らし応援券、倍返し飲食券、3倍返し宿泊券等の事業とは内容が異なるものとなります。

以上の点を踏まえ、今後のプレミアム商品券事業については、商工会主体の事業であるため、商工会での販売という形は継続しつつ、商品券の額面などは商工会が実施しやすい形としていただくのが一番であると考えております。また、町からの補助についても、商工会の意向や財政状況を踏まえつつ、商工会との協議の上で決定となるかと思いますが、当面の間、補助事業は継続していく方向で考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） はい。ありがとうございます。

もう今、町長が答えていただきましたように、これは商工会が要望して始まったやつですから、当然のこととして商工会主体になるということは、もう当然分かっていることでございます。

もう一つ、今、今年大変ありがたいことに、暮らし応援券というのを1人1万円ではありましたが、お配りいただいて、大変ありがたく思っていますけれども、あの中のは町長が書いた文章じゃなかったのかな、今回をもってちょっと考えさせていただきますというような文章が入っております、ああこれで暮らし応援券もしばらくなくなるとは言わんけれども、しばらくはちょっと休止の状態かななんて半分思っております。そういうふうなことを思いますと、このプレミアム商品券というのは非常にありがたい部分があるだろうなというふうに思っております。

商工会182社ということですが、これに家族とか従業員とかも含めて、この商工会の会員に関わっている人といったら、多分1,000人近くになりはしないだろうかなと。1,000人だと、この町の4分の1の人口ですから、その意味ではこのプレミアム商品券というのは非常にありがたいものだというふうに思っております。

これについて、穴井秀房議員も同じようなことをお伺いしたいということで、ちょうど重なりましたものですから、私のほうにさせていただいたようなことでございますけれども、例えばその1万円単位になっていますけれども、これを5,00

0円にならんかというようなこと、それから暮らし応援券のような配布型にはならんかというようなことですが、この辺りについてはいかがでしょうか。お答えいただければというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。こういったところは本当、今1万円単位で上限5万円ということでございまして、どうしてもその1万円でさえもやっぱり買うのが厳しいというようなお声もあるでしょうし、それがもう少し小さい単位になったら買いやすいというお声もあろうかというふうに思います。そういったことも多分、商工会の窓口だったりとか、そういったところにも届いていようかと思しますので、そういったところはしっかりと、また今後、先方とも協議しながら、どのような形、もっと幅広く行き渡らせるためには、また恩恵を受けるためにはとか、そういった観点から協議をさせていただければというふうに思いますし、町として必ずしもこの1万円単位にこだわる必要はないというふうには思っておりますので、本当そういったところはしっかりと商工会とも協議をしていければなというふうに思います。

また、暮らし応援券に関しましても、今年度は1万円ということで、一旦これは区切りをつけなくてはいけないなというふうに思っております。これはやはりどうしても財源というものがすべて町の単費でなっております、今年度に関してはですね。ですので、こういった事業というのは、いつやめるのかというのが非常に難しいところでございまして、事前に一応今年度で一区切りですよということで、私のほうから手紙のコピーにはなりますけれども、お知らせをさせていただいたところでもございました。そういった意味では、商品券にしたというのは、やはり一部は御自身で負担をいただいて、それにプレミアム分を載せることによって、同じ1万円で恩恵が、例えば暮らし応援券を1万円配布して使っていただくのと、今の商品券であれば5万円を出していただいて、それに1万円分の上乗せ、同じ1万円なんですけれども、6万円使っていただくのと、暮らし応援券だったら、ただ1万円を使っていただくというところの経済効果というか、そういったところが正直変わってまいりますので、どちらかといえば、暮らし応援券というのは生活が非常に厳しい状況もありましたので、福祉的な意味合いだったりとか、そういうふうな位置づけで考えて発行させていただいたところでもございました。そうやって、自らお金を出していただいて、買っていただくことによって、その経済効果の幅というものがより一層広がるものですから、今のところはそういった配布型といったところは現状考えてはいないということが言えます。

あと、そのプレミアム商品券に関しては、本当やりやすい形で、また恩恵が受けられるような形で何かいい案があるなら、今後も商工会といろいろと協議をしてい

きたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） ありがとうございます。

私も先ほど申し上げたとおり、商工会の理事の一人として、その辺りも一緒になっていろいろ考えていけば一番ありがたいかなというふうに思っております。

そこで、実は先ほども申し上げたとおり、もう17年になるということ、これはある意味では町民に定着した制度と言っていいかどうか分かりませんが、もう何というか、もう町民にとっては当然あるよなというふうな、そういうふうな感じになっているんじゃないかなというふうに思います。例えば、私の周りだと、これは2人で買って、12万円になりますから、これを車検のときに使うとか、大体12万円ぐらいで車検を、10万円ではちょっと足りんけれども、2人で6万円ずつになるとちょうどいいというようなこと、そういうふうなことをやっている方もいらっしゃいます。先ほど北里議員に聞いたら、今はもうそれはなくなりましたけれども、中学校の制服を買うのにちょうど5、6万円だったということで、今年からなくなりましたけど、その買う必要がなくなりましたけれども、そういうのに充てていたということを知りました。また、ほかにも使い道は当然あるんでしょうけれども、このあくまでも商工会が主体となって、若しくは商工会の要望から始まったことですから、当然のこととして商工会の予算でこれをしなければならぬというのは当然分かっているんですが、実際言うて、印刷代、それから臨時雇用でアルバイトの女性の方か誰かを雇うそうですけれども、その他の事務経費を含めて、大体総額で170万円ぐらいかかるそうです。商工会が主体だから、商工会が当然やるべき問題というのは当然それは分かっていますけれども、それでも今あそこで、さっき言ったLINEでいろんな情報も来ますし、それから理事会においていろんな話を聞いてくと、なるほどこんなことが時代の流れとともに、こういうふうな要望があっている、こういうふうな情報発信して、こういうふうな施策をやっていると、もう商工会の中でもいろんな要望があったりとか、逆に商工会からこういうことをしませんかとかいうようなことがいっぱい出てきたりとか、それは県とか国の流れによって、そんなのがいっぱい出てくるわけですが、この170万円の一部でもいいから、町のほうから補助金出せんじゃろうかと。私個人としてはもう170万円もうそのまま、かかった経費として町から出してくださいよといたいんですが、商工会としては一部でもと思って、去年50万円の補助金の申請をしたそうです。結果的には、詳しい経緯は私は去年は理事でも何でもありませんでしたから知りませんが、まちづくり課のほうではいいんじゃないのという話になった

らしいんですが、総務課の財政系のほうで、いや、それは駄目よという話になったそうです。事実関係は私は知りません。ただ、そういうふうな話になったということだけを聞いただけです。そういう去年のことがどうであれ、何とか170万円、180万円のうちの、せめて半分、できるなら100万円を超える、その補助金をいただければ、先ほど言いました商工会から発信するいろんなもの、商工会に来るいろんな要望事項ということが、少しでも解決ができる金銭的なものというのがそこにできてきはしないかなど。商工会ですから、何も個人的にもうかるもうからないの話じゃありませんので、商工会の全体として、いろんな事業をやり、施策をやりというのに、少しでも回せる金ができてきたら、もっと会員の皆様方、引いては町民の皆さん方に寄与できる部分が出てきはせんだろうかというふうに、私は考えるんです。ですから、今申し上げたとおり、170～180万円かかるような事務経費を何とか補助金として出してもらえないだろうか、こういうふうなことでございます。ただ、商工会としても、再度、何度も申し上げますけれども、自分たちが主体として、要望として始まったことですから、これをなかなか町に対して強く言うことがはばかれるという気持ち、立場であることは重々承知をしながら、それでもあえて、何度も申し上げますけれども、時代の流れとともに、せなんことも大分増えてきたと、それに使わなん金も増えてきたと。なら、何とか補助金を出してくれんじやろうかと、こういうふうな話でございますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

事務のそういった手数料を出している部分に関しましては、先ほど申し上げたような暮らし応援券、倍返しの飲食券、三倍返し宿泊券といった、町が主体で商工会にお願いした事業に関しては、そういった事務費を出させていただいておりますけれども、こういったプレミアム付きの商品券に関しては、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、商工会が主体で要望を受けてそこにお金を付けてきたというような流れもあって、これまではもう事務費も付けずにその金額で事業を進めてきたといったような経緯があったから、多分、こちらの執行部のほうに予算が計上されたときに、これまでの流れからして、多分、事務の費用を付けていなかったんじゃないかなというふうには考えております。あとは、ちょっとまたこっこの内部で、今私のほうも即答することはできませんので、内部のほうで考えなくてはいけない部分ではあろうかというふうに思いますけれども、商工会の指導員だったりとか、そういったところも現在、例えば夢チャレンジ補助金の審査会に出てきてもらったりとか、いろいろなところで協力をしていただいている部分もあったり、正直します。その事務手数料に関しては、こういったことで非常に現状厳しいといったところは、

担当課は聞いてはいるかも知れませんが、なかなかそこが財政部局までは伝わっていないところもあるのかも知れませんが、ちょっとそういったところはまたしっかりとこの課内というか、庁内のほうで共有しながら、どうするのかというところは判断をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） 十分に検討していただいて、ぜひとも予算を付けていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（井上則臣君） これにて、1番、下城孔志郎議員の一般質問を終了します。

あと2人となっておりますので、2時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時44分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

一般質問を行います。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 8番、穴井です。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

なかなかまだ質問がまとまっていないので、ちょっとちぐはぐになるかも知れませんが、質問というより提案でございます。ふるさと住民票の取組について、地域を応援したい人や、様々な目的なんですけど、自治体が発行する第2の住民票というものがあります。そういう方に登録していただく制度があるんですが、こういう住民票の発行により、この町の出身者やふるさと納税寄附者、また通勤、旅行でこの町に足を運ぶ人など、関係人口と、この町、南小国町とのつながりを、関わりをこれまで以上に深まってくるのではないかと思います。このような取組がありますが、町長に伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8番議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと住民票は、仕事や介護、災害、ふるさと納税などで、居住地以外の地域とも関わりをもつ人たちに、公共施設の住民料金での利用や、行事などの案内、空き家情報、介護や相続関係書類の送付先変更受付など、自治体が様々な行政サービスを提供するとともに、住民投票への参加など、地域に関わりをもつ人たちとのつながりを強くし、その知恵や気持ちを地域づくりに生かすための仕組みになります。

一般社団法人構想日本が12名の自治体首長や研究者とともに、2015年に提案し、実現を進め、2024年1月現在、全国の14の自治体が実施しております。先進自治体の内容を見ますと、出身者や通勤・通学している人、ふるさと納税を行っていただいた人など、居住はなくても自治体にゆかりのある人を対象にしておられるようです。

実施内容としては、共通デザインをあしらったふるさと住民カードを発行し、住民専用情報の提供やふるさと定期便を届けたり、公共施設の住民料金での利用、町の計画や政策へのパブリックコメント、各種イベントへの参加募集などを行っております。自治体によって対象や目的は少しずつ異なりますが、それぞれ創意工夫しながら実施されているようです。

私自身もこういったふるさと住民票のような交流人口だった方々を関係人口に押し上げるような取組や、既に関係人口といわれる方々との関係性をより大きなものにするといった取組は必要であると感じております。まだ、具体的な取組は決まっておりますが、私としては南小国町にとっても、また対象となる方にとっても、双方にメリットとなり得る仕組みづくりが必要かと思っております。

今後、庁内での検討を行い、関係する団体や企業と協議していきたいと考えております。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 大体同じようなサイトからの情報かなと思っておりますが、大分重なる部分があると思っておりますが、まず最初に町長にお聞きしたいんですが、これまで関係人口については私もいろいろ述べさせていただきましたが、こういう関係人口を多くつくる、そういうこと、またそれから今、関係人口を増やしたり、つくったりすることの取組を、何か行っているのか、まず関係人口についての、増やしたほうがいいのか、そういうこと、それからこれまで何かそういう取組を行ってきたのかを、まず第1点目にお聞きしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

現在においては、関係人口に対する取組というのは特段行っていないかなというふうに思っております。どちらかといえば、まずは交流人口の拡大というか、営業広報チームも外に行き、いろいろと営業広報活動を行っておりますけれども、そういった意味では、まずは黒川温泉の認知度は高いんですけれども、やっぱり南小国町の認知度は低いということもありまして、まずは南小国町を知っていただくところの、今段階かなというふうに考えておりまして、それを経て、先ほど申し上げたように、こういった関係人口としてしっかりと囲い込んでいくみたいな感

じの仕組みができればいいのではないかというふうに、現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。まずは交流人口から始まっていくわけですが、町長自身もそういう取組はやっていくべきだというお考えだと思います。

このふるさと住民票というのは、それをより深めた住民票の発行登録ということになります。先ほど町長の答弁にありましたように、現在、9年目ほどに、このシンクタンク構想日本が事務局を務めているわけですが、約9年目。14自治体が参加し、7,000名近くが登録されているそうです。自治体としては、北海道ニセコ町、福島県の飯館村だったり、徳島県の勝浦町、それから熊本県では錦町が現在行っています。そのほかに10自治体ほどがあるわけですが、どんな方がこの制度に入っているか、取り組んでいるかということ、生まれ育ったふるさとと、出身地と関わりを深めたい人とか、先ほど言われましたように、ふるさと納税者、それから通勤や旅行でこの町に足を運ぶ人、また新たにふるさとをつくりたい人、ふるさとなし、故郷がないという人が、こういうところに登録するということです。それから、祖父母や親の出身地に興味がある人、こういう人たちが登録をしているようです。

各自治体の登録していただいた方への自治体の取組ですね。先ほど答弁にありましたように、ふるさと住民カードの発行であったり、自治体広報紙の送付、イベント等の情報提供、ふるさと住民の、これは希望者ですけど、ふるさと住民票の名刺を作製して自治体のアピールの担い手になっていただく、こういう取組もあるそうです。それから、まちづくりへの参加ですね。また、町のパンフレットの送付であったり、中には自治体で農業体験ツアーを行ったり、今、うちの町もそうですが、東京で町出身者の懇親会、交流会があっていると思いますが、ほこすぎ会ですか、名前は。こういう取組をされております。中には、花見を企画して案内しているところもあるそうです。うちの町では、これは東京だけですかね、ほこすぎ会が年に1回あっているそうですが、町でもし、ふるさと住民票の発行とかに取り組んだときに、例えばこういうほこすぎ会とか、そういう場所への案内とかは、私は参加したことがないので分かりませんが、そういうのはできるんでしょうか。例えば、ほこすぎ会を東京で開催したときに、若しくは関東一円の中にふるさと住民票を取得された方がいたとき、そういう案内ができるような環境の会なんですか。例えば、町出身者だけでなくはならないとか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。すみません。僕もそういったところの取決めというか、そういったところを具体的に把握しているわけではありませんけれども、多分私が思うに、基本は南小国町出身者で関東近郊で働かれている方が基本だというふうに認識をしております、まず最低限、町出身の方が来られているような会がほこすぎ会であるというふうに思います。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） ある新聞で見たときに、非常にそういう会に案内が来て、参加して良かったという、ふるさと住民票を取得された方が大変喜んでいて。いろんなやっぱり情報も知り得るし、またいろんな知り合いができたとか、そういうことですごく喜ばれたという新聞もありました。

そういうことに参加することによって、参加だけじゃなくて登録することによって、登録者のまずメリットとして、公共施設の住民料金での利用とか、自治体の行事などの案内が届く、空き家情報をたくさん知ることができる。先ほど言われました行政サービスであったり、それと地元を出た人を大切にする制度に思えるとか、すごく住民登録したことによって、地元を出てしまったけど、地元から大切に思ってもらえるような気持ちになる制度だというメリットがあるということでした。

自治体のメリットとしては、一つは住民投票への参加だったり、地域への関わり、つながりを強くし、その知恵や気持ちや意見をまちづくりに生かしてもらえる。そして、関係人口を増やせると、そういうことだろうと思います。

課題もないわけではないんですけど、登録者が最初に登録してもうそのまま終わってしまう。どんなにいろんなパンフレットだったり広報紙を送っても、次に訪れることがない、そのまま終わってしまうというのが一つあるそうです。

それとまた、自治体には自治体のそういう作り上げたときの担当者が異動で代わってしまったとき、その熱意というものがもうなくなってしまって、だんだん下火になっていく。そういうことがあって、この熱意をずっと維持し続けるというのがすごく課題になってくるということだそうです。

今後、先ほどから申し上げましたが、この制度は今、事務局がシンクタンクの構想日本というところが担っているそうですが、そこを通さないと、こういう制度を作り上げることができないのかどうかは分かりませんが、いいのであれば南小国単独でそういう取組を作っていけたらいいなど、私は思っています。

先月の11月17日ですか、波居原の公民館で南小国町米フェスタが開催されました。私は2年参加して、昨年からの参加ですけど、ここにおられる下城孔志郎議員、それから井野和哉議員、それから司会を務めていただいた森永議員、4人の議員さんが会場に出席しましたが、約150名ぐらい、はっきりは分かりませんが、

大体150名ぐらいだそうです、受付をされたのが。それから、それ以上に飛び込みで参加された方がおられますので、それ以上になったそうです。募集としては、一応リピーターに、開催を始めて9年目でしたか、そのくらいだったと思いますが、これまでずっとリピーターに募集をかけて、今年度もどういう人に募集をかけましたかと言ったら、もうリピーターでいっぱいになったので、追加の募集はしなかったということ。こういう方はずっとこの町を訪れて、このフェスタに参加してくれる。こういう人たちがもうずっと数多くいるわけですけど、できたら、そこで町長でもおいでいただいて、挨拶でもしていただいたらよかったかなと思ったんですけど、どういう計画になっていたか分かりませんでしたので、私のほうからお米と一緒に、この町を応援してくださいという挨拶はしておきました。こういう人たちが本当に毎年毎年この町に足を運んでくれて、もしふるさと住民票の取組を始めたら、一番先にふるさと住民になってくれるんじゃないかなと、つくづく思ったような次第です。

あと1点、このこういう人たちが毎年訪れてくれるのであれば、また時々来てくれるのであれば、登録した人に例えばポイントの付与とかしてくださると、余計来ていただいて、そのポイントで買物ができたり、例えばカアサで町内の施設で使われたりすること、そういう取組もしていくと、余計にこの町に足を運んでくれる人が多くなっていくんじゃないかなと、こういう考えももっております。

ここで、町長若しくはまちづくり課長にお聞きしたいんですが、こういう取組、全体にこういうふるさと住民票という取組について、どうでしょうか、こういうことをやってみたらと思えるような良い取組だと私は思うんですが、ちょっとお気持ちを聞かせてください。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

米フェスは、本当毎年多くの方々に、またリピーターの方に来ていただいているようなイベントでございまして、本当、私もこちらのほうにいるときは、いつも最初の冒頭に挨拶もさせていただいたりとかしているんですけども、今回はどうしても、確か関西の熊本県人会があったものですから、ちょっと行けずに大変残念だったんですけども、もし、ぜひそういった米フェスとか、そういったイベントには顔を出して、少しでもその感謝の気持ちを伝えさせていただけたらなというふうに考えております。

そういった中で、こういった関係人口の拡充だったりとか、それをしっかりと目に見える形でつくっていくということは、私は必要であるというふうに思っておりますので、総体的には私は総論として、こういったことは推進していくべきだろう

というふうに思っております。

そういった中で、私も答弁書の中で述べさせていただきましたけれども、じゃあこのふるさと住民票という、もし仮に制度で参加したとして、公共施設を住民の料金で使えるとか、何かそういったのがメリットになるのかなという部分も疑問であったりとか、空き家情報を差別化して出すわけにはなかなかいかないのかなというふうに思いますし、また住民投票への参加とか、そういったところもあったんですけども、何かそういった方々が住民投票に果たして参加したときに、どういうふうな結果になるのかなとか、ちょっとそういった懸念点も正直あるのはあるですよ。私も答弁書を見ながら感じたんですけども、それが2015年に始まって、まだ全国で、逆に言えば14自治体しかないというようなところが、逆に何かそういった課題感があるんじゃないかなというふうに思っています。

でしたら、例えば広報紙を届けたりとか、何かそういったこともやっていらっしゃるようではありますけれども、例えばそれをポイントが増えるとか、そっちのほうはもちろん多分そういったメリットはないといけないと思いますし、そういったものを例えば電子媒体でやるとか、こっちに來られたときに、例えばQRコードを読んでもらって、ここに来たことが分かるとか、そこによって店を利用したときに、例えば何パーセントの割引が受けられるとか、ワンドリンクサービスできるとか、そういった何かこちらに來られた方のメリットをどうやって作っていくのか。もちろん関係人口等、そういうふうになっていただいた方の、町にはある程度、やっぱり何かメリットがないといけないというふうに思いますので、そういったところをどう創り出していくのかといったところが一つ課題かなというふうに思いつつも、やっていくことはもう全然必要であるというふうには感じておりますので、それをどういうふうな仕組みで作っていくのかといったところが、これからの協議の段階かなというふうには感じております。

○議長（井上則臣君） 穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 大変同感する意見でございました。

始まってから9年近くで、まだ14自治体ということ、逆に言うと14自治体しかないということ。だから、先ほど申し上げましたシンクタンク構想日本が担っている事務局、この制度が本当に皆さん満足されているのかどうかというところで、私はもし町独自のふるさと住民票を作ったほうがいいんじゃないかということ、先ほど、できたらそうするべきじゃないかということ、申し上げたんですけど、何かより良い制度、今ある制度じゃなくても、町独自のやりやすいような、そういう制度で、こういう形、ふるさと住民票じゃなくても、何かそういうことに近

いような何か関係人口をどんどん囲い込んでいけるような取組、これが必要なんじゃないかと、私は思っております。

この住民票により、深いつながり構築を築き上げることは、非常に大切だと思いますが、ただ単に増やすだけじゃなくて、何のために来ていただくかとか、何か目的をつくっていったほうがいいんじゃないか。ただ単に住民票を増やして、囲い込むんじゃないかって、何のために来ていただくとか、そういうところがないと非常に皆さん飽きてしまうと、そういうこともあるんじゃないかなと思っております。

最後に、ふるさと住民票を登録された方が、今度は本当の住民票が欲しいと思ってもらえるようなまちづくりを今からしていけないんじゃないかなと思っております。そういうことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） そうですね。もう議員がおっしゃるとおり、独自の何かしら南小国町独自の、何かしらの事業といったものがもちろんであればいいなというふうに思っております。同時に、そういったデータというか、マーケティングも兼ねて何かできればいいんじゃないかなというふうに思っております。例えば今、楽天と協定を結ばせていただいておりますけれども、例えば楽天トラベルを使ってこられた方というのは、基本的にIDがすべて一緒なので、それでふるさと納税をしたとか、楽天トラベルを使って入ってきたとか、その人が楽天ペイでここでこういうものを買ってとか、何かそういった購買動向とか、そういったところも分かったりしますので、そういったところも一つ私としては手なんじゃないかなというふうに思っておりますので、ちょっとそういったところは関係のするような団体だったりとか企業とか、そういったところと話をしながら、どういった仕組みがうちの町としては理想なのかとか、そういったところもしっかりと今後、担当課と詰めながら進めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） これにて、穴井則之議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 5番、井野です。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

町民の身体、財産を、町としてどう守っていくのかということでもあります。最近、匿名流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウといわれる犯罪集団や、電話でお金詐欺など、一般の住民をターゲットにした事件が多発しています。業者を装って家庭を訪問して下調べをしたり、巧みな会話術で個人情報聞き出して、家族構成や資金状況を入手するなど、その手口が巧妙化しており、町民の不安も大きくなってきております。

警察機関も必死に取り組んでおりますけれども、新聞やテレビなどでも、連日報じられておりますが、なかなか減少の傾向は見られません。町としても、ケーブルテレビなどで周知をされておりますが、いつ町民が犯罪に巻き込まれるか分からない状況で、町としてはこの事案にどのように対処していこうと考えておられるのか、町の考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、防犯への取組につきましては、従来から関係各所の御協力をいただき、共同で推進しております。

ハード面では、現在、町内に12基の道路情報カメラを設置しております。自治会が行う防犯灯、防犯カメラの設置事業に対する補助も継続して実施しております。令和6年度は、新たに防犯灯を12基、防犯カメラ5基の設置、または設置予定となっております。

次に、ソフト面では、消費生活相談員の設置による消費者被害相談体制の充実、小国署と連携した広報、町内放送みなみチャンネルでの防犯に関する番組作成等を行い、防犯情報の発信を行っております。

そのほか防犯協会、きよらパトロール隊、赤馬場駐在所連絡協議会、黒川駐在所連絡協議会等に御協力いただき、地域安全活動、街頭犯罪等抑止活動の推進を行っているところです。

質問にありますとおり、匿名流動型犯罪グループ等による犯罪は、新聞やテレビ等で連日報じられており、町としても本町での被害発生を危惧しているところです。匿名流動型犯罪グループについては、闇バイトといわれる匿名性の高いSNSやインターネット掲示板で実行役を集めて、特殊詐欺等の犯罪を行う集団であり、今年も県内でも闇バイトを募集したということで、高校生が逮捕される事件も発生しております。

この募集に関しても巧妙になっており、一般的な求人情報を装ってSNS等に掲載され、若者だけでなく、シニア層も知らず知らずのうちに犯罪に加担していたというケースもあるようです。

今後も、多様化・巧妙化する犯罪の種類、その手口を町民の皆様に広く知っていただき、犯罪被害に遭わないように取組を進めていくことはもとより、町民が加害者にならないように、広報・啓発を行うことにも一層力を入れる必要があると考えております。

従いまして、今後も小国警察署、防犯協会といった関係団体と協働し、より積極的に防犯情報を発信していくとともに、社会福祉協議会と連携した高齢者世帯や一

人暮らし世帯に対する啓発活動、教育委員会及び各学校と連携した児童・生徒に対する啓発活動など、関係各所の取組がより効果の高いものとなるように努めてまいります。

また、自治会に対しても、これまで以上に防犯カメラの設置を呼び掛けて、地区の主要な場所や、地区の出入口となる場所など、防犯に効果的な設置を推進し、町全体で防犯意識を高められるような取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

町長がおっしゃられるように、非常に町としてもいろんな取組をなされておりますけれども、これは南小国に限らず、どこの自治体もやはりそういった防犯に対しては非常に熱心に取り組んでいることかと思っておりますけれども、やはりこれだけの実害が出ているというのは、簡単にいろんな取組だけでは解決できないような根深いものがあるのかなというふうに考えております。

昨年度、これは熊本県警の資料によるものですが、熊本県内で発生した犯罪の認知件数が6,174件だったそうです。今年度4月から10月までの半年で5,618件、もうやはり1年で約1万件を超えるのではないかとというような発生件数になっておりまして、小国署管内で令和5年が15件だったのが、令和6年上半期で既に23件、認知件数が小国署のほうで確認をされているということで、非常に幅広い、これはもう車上狙いとか、自転車盗難とか、いろんな事例を含んでではありますけれども、やはりこの南小国町内でもそういった件数が見受けられるということで、いつ町民がどのような犯罪に巻き込まれるか分からないというような状況で、今、町長がおっしゃいましたけれども、その小国署や防犯協会等と、こういう事件が発生して、何か新たに取組であるとか、小国署または防犯協会と一緒に、町としてどういったその新たな取組をされるとか、そういった動きがあるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただいまの御質問にお答えをいたします。

今現在、これに対して新たな取組というところはございませんけれども、以前、議員さんが持っておられたパンフレットとか、そういうものを今、各戸全部に配っていないという部分もございますので、そういうものも仕入れて各一軒一軒に配ったりとか、電話もあります、高齢者もいますので、電話の横にその対策・対応みたいなものもすぐ分かるように貼って見やすいような、そういうものもちょっと考えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今、総務課長が言われたように、10月に地元の自治会のほうで、自治会主催で一応小国署のほうから講話をいただいた際に、撃退特殊詐欺と地域安全ニュース、これを資料として小国署のほうから住民の方に配布をされました。中を見ると、非常に役に立つようなイラスト入りで見やすい内容になっております。先ほど確認したら、町民にはまだ配布をしていないと、防犯協会のほうで管理をされていると思いますけれども、防犯協会のほうには町からも助成金を出しておりますので、やはり各戸、こういった部分の配布は行って当然なのかなと。やはり少しでもそういう町民に認知度を上げていく上で、必要なことではないかなと思います。

広報が発行される際に、地域安全ニュースや駐在所だよりあたりは回覧で回ってまいりますけれども、なかなか回覧で回ってきた部分は、隅から隅まで目を通して、次の家に回すというようなことは、どこの家庭でもないのかなと。よほど興味がある内容があれば目を通すのかも知れませんが、回覧板の表の内容を見て、興味がある部分だけ見て次に回すというような状況ではないかなと思います。

そんな中で、やはりうちも高齢の両親がいますし、特に夏場あたりは鉄くずの回収業者を名乗った方とか、あとは家のリフォームはどうですかというような、尋ねてくるようなケースもありましたし、あとはやはり固定電話のほうにいろんな電話がかかってきております。これはもう中には保険の勧誘であったりとか、正当な部分もありますけれども、やはり私たちが留守の間に高齢の両親あたりが対応したときに、本当に個人情報に相手に漏れてないのかとか、そういった不安もありますし、ましてや高齢者だけの世帯であるとか、一人暮らしの世帯はなかなか周りに相談をするような機会がないのかなと思います。

ここ数日、私もちょっとこういった内容で、赤馬場の駐在所を尋ねてみたんですが、ほぼほぼブラインドが下がっていて不在の状態と。必要なときになかなか力になってもらえないというような、直接、小国署に行って話を伺ったんですが、やはり身近にそういった相談をする場所、例えば警察が無理であれば、役場の総務課なり、福祉課なり、そのあたりに電話をしてくださいというような周知も必要なのではないかなと。やはり誰かの意見を聞けば、そこでワンクッションおけば冷静になって考えることもできるのかなというふうに考えます。

先週の熊日新聞に、小国署管内でその携帯電話を使いながらATMから入金しようとする方を、たまたま居合わせた方が不審に思って警察署のほうに連絡をして、被害を食い止めたというような記事が載ってございましたけれども、現実的にもうやはりこの小国郷でそういった犯罪が行われているというのは、もうやはりなか

なか表面に出てきていないだけで、実際は本当に被害に遭われて泣き寝入りしている方もいるのではないかなというふうに思います。

今、町の補助事業としては、その自治体対象に防犯カメラの設置の補助金であるとか、あとは福祉課が例えばバリアフリー化のためにリフォームの補助金あたりをつくっておりますけれども、このあたりの対象を広げて、例えば個人の一人暮らしとか高齢者の住宅に防犯カメラを設置する。それに幾らかのその補助金の、例えばその自治会に出すような、2分の1じゃなくても、例えば1割、2割なり、普通の防犯カメラでしたら2、3万円ぐらいでありますので、そのほかに例えばリフォーム補助金の中で、その二重ロックにするとか、防犯用のガラスに替えるとか、そういった部分の拡大で、そういう防犯につながるような手伝いがないかなと思いますけれども、そういった補助金の使用範囲、その辺りを今後、検討可能なのか、現在は今のままの補助金対象でいかれるのか、その辺りの町のお考えを伺います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどの、家のほうに電話がかかってくる、そういうところを隣近所で、いろいろ見てもらう民生委員さんをお願いする、役場のほうに電話してくると。うちでもいろんな電話がかかってくるので、うちの両親には、ある程度、変な音がしたら、すぐに切れと言っておりますけれども、私の電話とか、妻の電話にも、すべてガチャッと切ってしまうとか、そういうのもありますので、家の中の話というのはなかなか、やはり分からなく、誰かに相談しなければいけないというところもございます。

今、ありました補助金の部分ですけれども、確かにこの闇バイト、このトクリュウというのが、カメラに写ってもたたきわって入ってくると、そういう部分もあります。ですから、なかなか対応が厳しいところはございますけれども、今言われたように、カメラにプラスして二重ロック、二重ロックするときにはロックをなるべく高めに付けて、犯人が隠れずに何かをしなければいけないと、やりにくいというようなこともございますので、そういうものの補助というのも今から先、本当に都会でそういうものがあっていますけれども、こっちの田舎のほうにそういう犯罪もどんどん入ってくる可能性はございますので、町民を守るというところではそういうものも考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今、総務課長が言われたように、以前のような空き巣とか窃盗犯というのは、なるべく人の目につかないように、そして短時間で犯行ができるような犯罪が多かったんですが、いわゆるそのトクリュウというグループは、もう何

があっても無理やりこじ開けて、資産家の家だろうが、一般住民の家だろうが、もう5万円でも5,000円でもあれば、お金を奪っていくような、非常にそのためには手段を選ばなくて、殺人を犯してまで、その目的を達成するような、非常に私たちからしても非常に不安を抱くような犯行が今続いております。もう本当にさんざんテレビで言われているんですが、もう強盗殺人は無期懲役か死刑と。重い罪ではありますけれども、なかなかそういう若い世代はそこまでそういう考えが回らないというのが正直な部分ではないかなと思います。特に今、犯行を行っているのが、10代後半から20代前半の本当にこれから日本のために頑張ってもらいたい世代が、そういった知らず知らずのうちに犯行に手を染めて、人生を棒に振るといような状況が出てきていますので、やはりそういった犯行が町内で起こらないように、そしてそういった犯罪を犯すような子供たちが、知らず知らずのうちに犯罪に巻き込まれるような子供たちが出ないためにも、やはり町としてはそういう犯罪を許さない。そして、犯罪を起こせないような安全・安心なまちづくり、これに取り組むことがやはりこれから先に、今既に住んでいる町民に対しても、またこれから移住を考えている人々にとっても、やはり安心して安全で暮らせるというのは、大きなやはりアピールポイントではないかなというふうに考えております。

その中で、今、各小学校・中学校、もうタブレットが導入されて、非常にSNS、もう私たちが追いつかないスピードで、子供たちは吸収をしていっておりますけれども、先日のテレビの中で、全国的に小学校の5・6年生のスマホの所有率が73%だったそうです。これが中学生になると93%、高校生になると99.1%の子供がもうスマホを所有しているそうです。今いろんな携帯メーカーもフィルタリングをかけたとかして、いろんな有害なそういう情報が閲覧できないようにするような手立ちはあるようではありますけれども、やはりもう私たちが子供たちに言うようなもう次元ではなくて、子供たちのほうが先に先に進んでいますので、なかなかそういった部分で、そういう情報から子供たちを遮断するのは難しいのかなというふうに思います。

そんな中で、今、南小国町の学校のほうで、そういったSNSに対して、タブレットの使用の中でそういった子供たちに、そういう教育の一環として何か取り組まれていることがあれば伺いたします。

○議長（井上則臣君） 岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 5番議員さん、ありがとうございます。

小中学校におきましても、携帯電話やインターネットの利用の仕方、また利用する際の注意事項等、こういった部分に対しては児童・生徒や保護者に対していろいろな指導または啓発の機会をつくって進めているところです。

最近、先ほどもありましたが、闇バイトあたり、何か手軽に犯罪でお金を稼ぐという、その悪質さを十分にわからずに、先日は高校生もそれに加担をしているという、だんだん低年齢化と申しますか、当然、小中学校にもその辺の危険が及んでくるような、そういう不安を感じているところです。

先日、中原小学校が肥後銀行の方に講話をしていただきまして、こういう資料を使いながら、小学生の子供たちに「気をつけようお金のトラブル」という題で、ワンクリック詐欺とか、フィッシング詐欺とか、またオンラインゲームでのトラブルとか、こういったところについて指導して、子供たちは学ぶことができたところです。このことは、校長会の中でも報道しながら、市原小とか、りんどうヶ丘小、南小国中学校のほうにもこういう講話は広げていく必要があるということで、校長先生方も考えているようです。

また、先週金曜日、6日の日には中学校の授業参観がありまして、その際には保護者向けでオンラインで携帯電話の取扱いのことについて、保護者に対しての講話を入れたということで、2月に新入生の体験入学がありますので、今度は新入生に対しての携帯電話の使用についての講話を入れるというふうな計画をされております。

また、先ほど議員さんおっしゃいましたけど、タブレットの持ち帰りが今あります。子供たちは家庭で宿題に使ったりとか、調べものの学習でタブレットを使って学んでおりますけれども、大体1人当たり月3ギガというのを決めているということです。しかし、1か月の使用量というか、それは全部の子供たちがどれだけ使ったかというのは、教育委員会のほうにも回ってきますけれども、大体最高に多くて70ギガとか、そういう子供もおります。大体そういう場合は、当然、教育委員会から学校に話を入れて、学校で何に使ったのかというようなことから、当然、面談をしながら話をして、結局、費用にして20万円とか30万円とかかかる費用になるものですから、南小国の子供たち全体で900ギガで一応契約をしているそうなんですけれども、ですからそこでえらく費用が足りなくなったということはないんですが、1人で利用した場合が20万円、30万円使うようなこともありますので、そこは厳しく指導をしてきているという状況です。今のところ、犯罪につながるような利用の仕方はしてなくて、何か映画を見たりとか、何かそういったところでの利用をしているようで、そこは厳しく指導をしているところです。

先ほども言いましたように、やはり低年齢化がだんだんと危惧されますので、子供たちにもこの犯罪防止というところの指導とか講話をしっかりと入れながら、先ほどから議員さんおっしゃいますように、犯罪から子供たちを守るような、そういう取組はしっかりと継続して進めていきたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

もう既にいろんなところで取り組んでいただいております、本当に心強いと思えますけれども、トクリュウの事件の中で、東京の14歳の男の子が山口で補導された。やはり、そういう闇バイトに申し込んで、東京から山口まで移動して、犯行の前に警察のほうに保護されて事なきを得たんですけれども、やはり非常に低年齢化をしてきていて、やはりそういうSNSあたりを頻繁に閲覧する子供たちは、そういった部分にもやはり非常にたけているのかなと。その部分、やはり冷静に判断する部分がまだ足りないのかなというふうに感じます。やはり誰でも短時間で手軽に数万円の報酬が得られれば、飛びつきたいというのは分からないでもないですけれども、冷静に考えれば、やはりそういう安易な仕事はないというのは、もう私たちも経験して分かっていると思えますけれども、やはり中には生活にやはり困窮して、仕方なくやっぱりそういうことに手を染めたというような方もおられますので、やはりそういった部分はなかなか定期的に授業の中で組み込んでいくのは難しいかも知れませんが、やはり子供たちには事あるごとにそういった話をしていただければと思いますし、先ほど教育長が言われたように、授業参観であるとか、PTAの総会であるとか、そういった部分で子供たちだけとか親だけではなくて、子供たちと親と一緒に聞けるような、そういう機会を設けていただくと、また家族の中でそういう問題意識が深まっていくのではないかなと思います。一方的な話だけではなかなか子供たちも親の言うことを聞いてくれませんので、親子と一緒にそういう話が聞けるような機会を設けていただけたらなというふうに思います。

やはり町内もきよらパトロール隊あたりが、下校時間あたりは巡回をしていただいているおかげで、ここ数年、子供たちに対してのそういう声掛けの事案とか、そういった事例も発生しておりませんので、非常にいい流れかなと思うんですけれども、先ほど言ったように、いつどのような状況で町民が犯罪に巻き込まれるかわかりません。

ちょっと先ほどの話に戻りますけれども、7月以降、こういったチラシが新聞の広告に2度ほど入っていたのを御存じかと思います。これは熊本県警が録音機能付の防犯の電話機、これを購入した際に最高5,000ポイント還元するというようなキャンペーンです。これは本当に県警もいい取組だなと思ったんですが、但し書きの中に、自治体等から補助金を受けていない方というのが補助要件に入っています。できれば、安いのは1万円程度でありますけれども、例えば今多くはFAX兼用の電話機を備え付けている家庭も多いかと思えます。そういったところは、やは

り電話機自体が3万円、4万円しますので、県警さんが5,000円出してくれるのであれば、各自治体もやはり一定額の補助をしていただいで、少しでもやはりそういう防犯意識を高めるためにもお願いをしたいと考えていたんですが、自治体の補助を受けていないことというのが県警のこのキャンペーンだそうです。であれば、ぜひ町のほうでも県警のキャンペーンに参加せずに、町のほうで何かそういった新たな補助をつくっていただいで、本当にうちの組内の年配のお家辺りに電話をしますと、まず最初に「この通話は録音されております」というようなガイダンスが流れてきます。やはりこれは非常に電話をするほうからすれば、ある面、緊張します。余計なことを言って、ずっとそれが記録として残るのも、やはり犯罪を考えている人からすれば、そういったガイダンスが流れるだけでもかなり、やはり抵抗があるのかなと思いますので、県警の取組もすばらしいと思いますけれども、ぜひ町のほうもそういった部分で、防犯に対する何か取組に対して補助あたりを今後考えていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。もし、考えがあればお願ひします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

今お話があった、いろんなものの広報等の周知には今から先もまた徹底していきたいと思います。今の電話もそうですし、二重のロックとか、そういう補助も侵入強盗は75%は一軒家で、ドア、入り口から入ると。5分以内に開けられなければあきらめる傾向が7割はあると。そういうところで、その鍵の二重ロックの補助等を出して、それで少しでも犯罪が減るのであれば、そういうところは今後戻って考えたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） やはり地方のほうは、警察機関に通報してからも、やはり20分、30分かかる家庭もあります。ですから、やっぱり少しでも被害を食い止めるためにも、侵入に時間がかかるとか、何か命が守れるような、やはり取組が必要になってくるかと思ひますので、そのあたりをくみ取っていただいで、今後の補助金あたりの展開のほうに持って行っていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

これで、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） これにて、一般質問はすべて終了いたしました。

ここで延会といきたいところでございますけど、明日の子ども議会を考えますと、議案第76号、77号までを、この後審議したいと思ひますけど、異議ございませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議案第76号と77号までの審議をさせていただきます。

休憩いたします。3時10分に再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

**日程第4 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について**

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第76号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第76号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第76号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のように定める。

令和6年12月10日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の刑法を引用している関係条例について改正する必要がある。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

改め文でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

2ページ、おめくりください。

新旧対照表でございます。左側が改正後でございます。

次のページ、1つ目が一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次のページをお願いいたします。

2つ目が、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次のページをお願いいたします。

3つ目が、南小国町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次のページをお願いいたします。

最後が、南小国町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例でございます。

今見ていただいた4つすべての改正前の下線が引いてある禁固及び懲役の文言が改正後にあります拘禁刑に改正されております。

内容としましては、改正前の従来の懲役と禁固は、刑務作業の義務があるか否かによって区別されており、懲役の受刑者には刑務作業が義務づけられている一方で、禁固の受刑者は刑務作業が任意とされております。

改正後の拘禁刑とは、従来の刑罰である懲役と禁固を一本化した刑罰で、その背景には実態として懲役と禁固の差がなくなっており、量刑を分けた意味が薄れてきているとのことでございます。

理由としまして、禁固の受刑者は収容、拘束のみですが、作業報奨金等を求め申出により作業を行っている者が大半となっている現状があり、一本化へ改正となっております。

5ページ、お戻りください。

附則、この条例は令和7年6月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第76号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第77号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第77号、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第77号、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第77号、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のように定める。

令和6年12月10日提出。南小国町長、高橋周二。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）を引用している関係条例を整理するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

改め文でございます。地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例。第1条、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例。第2条、南小国町監査委員に関する条例。第3条、南小国町長等の損害賠償責任の一部面責に関する条例。第4条、南小国町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例。この本町の条例でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、条ずれが生じております。生じている箇所を引用している本町条例を改正する必要があり、整理をしております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ございませんですね。質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第77号、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

ありがとうございました。

また明日は、午前10時から再開いたします。よろしくどうぞ。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後3時19分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4番

会議録署名議員 5番

会議録調製者 松 岡 洋

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 11 日 (水) 開会

(第 2 号)

南 小 国 町 議 会

令和6年第4回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月11日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第78号 南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第79号 南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第80号 南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第6 議案第82号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）
- 日程第7 議案第85号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）
- 日程第8 議案第86号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）
- 日程第9 議案第83号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）
- 日程第10 議案第84号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第11 議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 陳情第7号 米野菜、畜産等生産費高騰継続に対する助成についての陳情
- 日程第13 陳情第8号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
- 日程第14 委員長報告 付託議案陳情第6号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道田ノ原白川線改良工事についての陳情
- 日程第15 議員派遣報告について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 日程第17 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	6番	後藤六男
7番	穴井秀房	8番	穴井則之
9番	井上則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長	松岡洋	会計年度任用職員	室原明子
--------	-----	----------	------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	福祉課長	佐藤淳

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和6年第4回南小国町議会定例会の第2回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、後藤六男議員、7番、穴井秀房議員を指名します。

-----○-----

日程第2 議案第78号 南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第78号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第78号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第78号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。消防団員の処遇改善を図るため、人命捜索に対する出動手当を創設するに当たり、地方自治法第96条第1項の第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

改め文でございます。南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。左側の改正後の第3項に下線が引いてございます。前

項の規定に限らず、人命捜索の出動の場合は、出動した団員に対し1日当たり6,000円を支給すると加えております。現在、行方不明者捜索に対する消防団の出動については、出動手当がなく、捜索中の飲料や食事については団員自ら用意することとなっており、団員の大きな負担となっております。消防庁の報酬等の基準において、災害以外の出動に係るものとして1日4,000円となっており、本金額については業務の負担や活動時間を勘案し、標準額と比較して均衡を図りつつ、具体的な取扱いについては各市町村において定めることとされております。

本町の近年の行方不明者の実例として、令和4年5月に発生した押戸石付近での捜索、令和6年度4月に発生した立岩水源での行方不明者捜索がありますが、前者は山林・原野・河川域を連日捜索し、後者についても山林の捜索となっております。平地や市街地での捜索と比較すると、業務の負担は大きいものと考えられます。

従いまして、本町の地域の実情を勘案し、基準額に2,000円を上乗せして6,000円としております。

他の町村の部分では、8,000円にしてあるところといたしますと、高森町、嘉島町、苓北町、その辺りが8,000円としております。そのほかにも2時間ごとに2,000円を上乗せする町村等もございます。

1ページお戻りください。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 先ほど、阿蘇郡内で高森町の8,000円というのが出ましたが、別に近隣自治体をどうのこうのということではございませんが、参考としてこの周辺自治体、郡内はどうなっているかということをお教えいただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 金額の大きいところ、同じような感じで上げているところを調べた分で、阿蘇郡内を一つずつは見ておりませんが、ここになれば報酬がないところもありますし、その他報酬と同じ、一律幾らとしてある町村等もあるようでございます。阿蘇郡を全部は確認はしておりません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 例えば小国町はどうされておるかということをお教えます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 小国のほうは確認をしておりません。多分、ここに一応職員が調べた分では載っておりませんので、報酬がなしになっているのかも知れません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 先ほども言いましたが、よそが出す出さないは別段関係ないですが、後でいいですから、資料としていただけますか。

○議長（井上則臣君） では、資料提出願います。

ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 消防団員の負担を考えれば、もうこれは当然のことかなと思いますけれども、先ほど総務課長から話がありましたように、町外の方がこの町内で行方不明になったり、そういう消防が出動するような事態になった場合、これは当該の自治体が全てその経費を補うのか、その近隣の町村でそういうほかに捜索をお願いした場合に、その不明者の親族、家族あたりから何かのその負担をいただいているのか。町民の生命・財産を守るのは当然でありますけれども、その南小国町を訪れた方々のそういう捜索に対して、全てこれはその自治体が負うものなのか、その辺りの見解をお伺いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどいわれた2件分のときも、多分その町村から何かしらというものはなかったと思います。お礼もないということもあつたりもしますけれども、何かを求めたところはないと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 一例ですけれども、山岳で遭難された方とか、海で遭難された方、この辺りはヘリコプターであるとか、いろんな手段を使いますので、当然負担が出てくるのかと思いますが、やはりそれ相応の捜索に対しての負担額が生じているという話を聞きます。本当に町民じゃなくて、その人々の生命を守るために出動する。その消防団員が納得して出動するのであればいいですけれども、そういった自治体として今後そういう町外の方、若しくは海外から来られて、そういう登山等で遭難されたりとかいう事例も出てこないとも限りませんので、近隣また全国的な自治体の動向を見ながら、自治体単体でその経費を補っていくのか、一部相応の負担をお願いするのか、その辺りは慎重に状況を見ながら検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

各町村で、その方が来られて、こういうことが起きたときに、確かに何かを求めるところもありますけれども、それにも差が出れば、ここの町村はじゃあそれに対して幾らもらう、あっちは何もなく終わる、そういうことが起きてはまたおかしい部分もあると思いますので、その辺りはちゃんと確認して、やるならばある程度同じような形でやらないと、あそこの町村で何かがあったときには幾ら取られるぞとか、そういう話も出てくる可能性もありますので、その辺りはきちんと確認はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入りたいと思います。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第78号、南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第79号 南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第79号、南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第79号、南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第79号、南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。社会経済情勢の変化に伴い、施設の維持管理経費が増加する中、持続可能な施設運営を図るための利用料金改正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。

改め文でございます。南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

2ページおめくりください。

新旧対照表でございます。右が改正前、左が改正後でございます。この条例は、本町の高齢者の健康と福祉の増進等を目的としました介護保険関連サービス施設、いわゆるさくら荘、元気プラザと湯夢プラザ、この3つの施設の設置及び管理について定めたものでございますけれども、持続可能な施設運営を図ることを目的に、湯夢プラザの利用料金を改正するものでございます。内容といたしましては、第2条は条文に施設名を加え、明解にしたものでございます。

続きまして、第4条第1項は、施設の使用許可について、湯夢プラザの入浴は除くとしたもので、続く第7条が利用料金の改正でございます。

次のページをおめくりください。

改正後の別表1がさくら荘及び元気プラザ中原の利用料金を定めたものでございますけれども、こちらにつきましては表の構成を変更したのみで、利用料金に変更はございません。

次の別表2が湯夢プラザの利用料金を改正したものでございます。改正内容といたしましては、これまで町内外の方で利用料金が異なっていたものを、町外の料金、大人300円、子供150円に統一させていただいております。また、回数券の発行につきましても、11枚つづりで1回分お得となります大人3,000円、子供が同じく11枚つづりで1,500円としております。これによりまして、本町の温泉館きよらと利用料金が同額となるものでございます。

3 ページお戻りいただきまして、附則でございます。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 私から2点、料金の改正をされたことによって、どれだけ経費が圧縮されたのか。それともう1点、9月のときにもお話したかと思えます。券売機の導入、この件について御回答をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回のこの改正に当たりまして、利用料金を改定した場合、昨年度の令和5年度の利用者数ベースでいきますと、約50万円ほどの料金が上乘せされる、これは計算上でございますけれども、その分、金額が上がるということになっております。

また、2点目の券売機につきましては、こちらのほうでも再度検討のほうをさせていただきました。現状、今、委託契約を交わしておりますけれども、その中で利用料金の部分の受取も明記させていただいて、地方自治法の中でそちらのほうは対応しております。現在のところ、券売機の導入については、一旦保留という形で現状の形を継続させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） では、もう1点、あそこに運動器具があったと思えます、トレーニングマシン。あの辺の利用促進ないし、その利用料とか、そういう今後の展開として、あのまま放置して置いておくのか、それとももうちょっと器具を入れて、介護促進施設でありますので、使えるようにするのか、その辺もう1点お願いします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） トレーニングマシンについては、購入後、そうとう年数がたっております。ただ、物自体は結構しっかりしたものでございまして、使えないことはございません。ただ、何かしら故障が生じた場合に、その補償はもう効かないという状態でございます。今、あの施設そのものが介護予防施設でございますので、介護予防教室の中で利用をしているところではございますけれども、以前、申し上げさせていただいたとおり、できれば結構器械はしっかりしたものでございまして、幅広い部分で利活用ができないかというのを、包括を交えて、今協議をし

ている段階でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 経費削減において、その運動施設、100円でも200円でね、普通の一般の町民に対して開放していただければ、経費圧縮にはつながるものと思います。あくまでも器械が古いというのは私も存じ上げていますけれども、ただ物自体はしっかりしていると思います。だから、そこら辺は誓約書的な部分、何かあったときには自己責任というか、非常に重りだとか、そういう取扱いもありますので、ケガの可能性というのはありますけど、そういうところで1枚誓約書を、町には責任を負わない、問わないというような、自己責任において使うということであれば、利用がもっと促進される可能性もあると思うので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） はい。御提案、ありがとうございます。

こちらも協議をしている中で、またいろんなアイデア等が足りない部分もございますので、議員の皆さん方からもいろいろ御意見を頂戴したいと思います。

ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） さくら荘と元気プラザの令和4年、5年の稼働実績、利用実績が分かれば教えてほしいのが1点と、町外の利用者がどの程度この施設であるのか、数字が分かればお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

申し訳ございません。令和4年度については把握しておりません。令和5年度のみお答えさせていただきます。

さくら荘につきましては、収入、これはもう利用料金でございますけれども、収入が約10万円、支出についてが約20万円。元気プラザにつきましては、収入が約8万円、支出が約35万円ほどになっております。収入につきましては、両施設とも施設の利用率でございます。また、支出につきましては、施設の清掃管理の委託料、また建物共済保険が主なウエイトを占めている状況でございます。

利用者につきましては、両施設ともほぼほぼ町内の方の利用ということで、町外の利用につきましては、こちらのほうはほぼないというような状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今年度、さくら荘を何度か利用させていただいたんですが、雨漏りがかなりあって、クロスが剥がれたり、シミができていたり、カビが生えていたり、非常に環境的に改修が必要なのではないかなと思います。元気プラザ中原の施設に比べて、かなりさくら荘の施設のほうは利用料金を取るに至っては、ちょっとその辺りの修繕が必要ではないかと思いますが、その辺りは今後計画にあるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 今お話のあったさくら荘ですね、非常に老朽化が進んでおります。あそこの屋根の雨漏り自体も、結構頭を悩ますところでありまして、正直、あそこを改修するには、屋根全て改修しないと駄目な状況でございます。こちらについては、今どうしようかというところで福祉課のほうでも検討を進めております。改修するのであれば、大幅な改修費用が必要となってまいります。そうなった場合、例えばあちらのさくら荘を使わずに、その機能をどこか別にとということも考えていく必要も一つ考えとしてございますので、いろんな考えを踏まえた中で、今後検討をまた進めてまいります。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 喫緊では改修の計画はなくて、ではその利用する方には、その旨を説明した上で、この料金で利用していただく。例えば減免とか、そういうのはお考えはないのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 施設の利用料自体、さくら荘も結構使いやすい金額で設定をしております。減免の規定の中には、そういった部分での規定をうたっておりませんので、減免対象とはせずに、通常料金を頂戴している状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第79号、南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第80号 南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第80号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第80号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、税務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 議案第80号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、令和6年11月14日付、南小国町国民健康保険運営協議会答申に基づき、国民健康保険税の課税額の算出の基礎となる所得割、均等割及び平等割の税率を改正するにあたり、南小国町国民健康保険税条例の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

こちらは改め文でございます。改正の具体的な内容につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げます。

2枚おめくりください。

新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後になります。下線部分が改正箇所となります。今回の改正の概要でございますが、熊本県が目指しております令和9年度の標準保険税率での統一、令和12年度の完全統一に向けて、現段階

から緩やかに税率を見直していく必要があることから、提案理由でも申し上げたとおり、南小国町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の課税額の算出の基礎となる所得割、均等割及び平等割の税率を改正するものでございます。

まず、第3条は、医療部分の所得割額の改正です。

次に、第5条は、医療部分の被保険者均等割額の改正となります。

次に、第5条の2は、医療部分の世帯別平等割額の改正です。

次に、第6条は、後期高齢者支援金分の所得割額の改正です。

次のページをお願いいたします。

第7条の2は、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額の改正となります。

次に、第7条の3は、後期高齢者支援金分の世帯別平等割額の改正です。

次に、第8条は、介護給付金分の所得割額の改正です。

次に、第9条は、介護納付金分の被保険者均等割額の改正です。

最後に、第23条は、国民健康保険税の減額規定部分の改正となっております。

それでは、改め文の2枚目にお戻りください。

中段部分の附則です。施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） これは県全体の統一に向けて、少しずつ上げていくということの説明でございましたが、議会運営委員会の折に、モデル世帯は難しいと思いますが、ある程度の標準的な南小国の世帯でどれだけ上がるのかという説明資料をいただきたいということを伝えておりましたが、何かありますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 紙ベースで資料としては準備しておりませんが、口頭で御説明を申し上げたいと思います。

例として、モデル世帯を2パターンほど示したいと思います。まず、御夫婦、それからお子様お二人4人世帯の場合でございます。御夫婦、片方の方が給与収入が700万円、もうお一人が200万円と仮定した場合、改正前の保険税は年間約79万円でございますが、改正後は年間約87万円、約8万円の増額となります。

次に、35歳単身世帯と仮定して、給与収入を500万円と仮定した場合、改正前は年額約36万円でございますが、改正後は年間約39万円、約3万円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 今回が国民健康保険を健全に運営していくため、また今、県下統一の料金に向けてというところの動きかと思います。保険制度を持続可能、健全な状態での持続可能なものにするためにも、今回の改定というものは必要かと思っております。

ただ、その一方でやはり国保離れではないですけれども、この130万円の壁というものも今、議論が国のほうでされていますけれども、またそうなった場合に国保から社会保険への切替え等というのも十分に考えられるのではないかと思っております。

そこで、やはり国保の加入者を増やすための施策というのも何かしら必要なのではないかと思いますけれども、その辺り何かお考えのものがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、被保険者、国保離れといいますが、今現在、国としましては、社会保険にできるだけ入っていただくような施策を取っておられますので、現状、南小国町におきましても、被保険者は平成27年に、手元の資料によりますと、平成27年は約1,500名、被保険者数おりましたけれども、ここ最近、令和4年、令和5年あたりは1,000人台、1,074人となっております。約3分の2に被保険者数が減ってきております。

実際のところ、一つの町で保険事業を行うにあたりましては、やはり被保険者数が多ければ多いほど、そのお一人当たりの負担というのは減ってくるんじゃないかなと思います。事務的経費とか、そういったところは1,500人だろうと1,000人だろうと変わらないわけですので、その辺りはお一人お一人の負担というのは当然増えてきているのではないかなというふうに感じております。

それから、町独自の施策というところでは、ちょっと今のところ、なかなかそういったところは考えておりませんが、昨日お話した、議員のほうからの御提案もあった未就学児の部分につきましては、これは国のほうで私の前、令和4年とかその辺りに確か改正をされて、今現在、今回の改正の部分でも、先ほど申し上げました第23条の減額規定の部分の一部にその部分があったかと思っておりますけれども、これは国の施策として一部減額措置がされております。これにつきましては、減額部分につきましては、国の施策ですので、当然、町に本来入ってくる部分の不足分は国のほうから何らかの形で、交付税とかそういった交付金とか、そういった形で

入ってはくるわけですが、ここを仮に町独自でとなりますと、そこは国の施策とはまた別の、町独自の施策ですので、その部分につきましては何かしらの措置をしないといけない。そうなると、今回、現状の計算で今回上げさせていただいておりますので、そうなりますと、その部分をもう少し保険税に頼るのであれば、もう少しまた税率を今回の改正の中でもまたもう少し上げざるを得ないというような、そういった負担、最終的にはまた子育て世帯の方には有利になるかも知れませんが、それ以外の世帯の方々に御負担をさらに強いるようなことになるかと思えます。

あと、議運の中で、先ほどモデルパターンと、もう一つ健全化に近づいているのかというような部分があったかと思えます。すみません。私、申し上げるのを漏れておりましたので、改めて申し上げますと、本町の直近3か年の国民健康保険特別会計の決算状況を見ますと、約1,500万円から2,300万円、単年度の実質収支が赤字となっております。そういったことから、約1,400万円から2,900万円、国保会計の基金から繰り入れが毎年度発生しているような状況でございます。こういったことから、仮に現在の税率改正を行わず、現状のまま運営してまいりますと、令和5年度末時点で約5,100万円ある基金残高が令和9年度には底をつく見込みとなっております。こういったことから、それからまた先ほども申し上げたとおり、この県統一というのは全国的な動きでございまして、もう既に大阪、奈良は統一をされております。熊本県につきましては、最終的には令和12年度の統一に向けてということでございますので、南小国町としましても現段階から緩やかに税率を見直しておく必要があるということから、今回提案させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 詳細にありがとうございます。

現状は、社会保険であれば、子供が扶養に入る場合というのは、費用負担はないかと思いますが、国保の場合は、その均等割というところで掛かってくるのがありますので、今その現状は均等割が掛かっている分の半額を国のほうが未就学児のみ半額の対象としているという状態です。これが2022年から開始された制度かと思えます。

実際にお金が掛かってくるのは未就学児以降かなと思っていますので、よその自治体では今、私が調べたところによると、高校生までもを対象に半額措置だったりとか、全額措置というところも自治体負担でされているところもあったかと思えます。これを南小国の国保だけでやっていくのか、若しくは町全体の子育て施策の一環としてまた別予算とかでいくのかということもあるかと思いますが、何かしら国保の健

全な形での運営ができるように、また引き続き検討いただけたらなと思っています。
以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 御意見、ありがとうございました。

今、議員からおっしゃられたとおり、子育て施策の部分につきましては、国保だけではなくて、ほかの課も含めたところで、現在いろんな施策を町としても考えておるような状況でございますので、その中の一つとして、また検討材料の一つとして、この部分も入れていただければと思っておりますので、そういったところはまたほかの課・局と協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 先ほど、令和5年度末の基金が令和9年にはゼロになるというようにございましたが、これは県全体の統一が令和12年ですかね、その間に基金がゼロになる非常に厳しい状態だとは、もう当然分かりますが、今回、令和7年4月1日付で改正をいたしますが、また令和12年度の県全体の統一に向けても、何度かその間で上げていくと、改正していくということが考えられるわけでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、まず令和9年度というのは、県から示されました南小国町の本来取るべき標準保険税率、しかもそれも直近の今分かっている令和6年度の本来この金額、この率で取らなければ、南小国町はとんとんといいますか、赤字が出ない金額にはなりませんよと示された率が本来の標準保険税率なんです、その標準保険税率を一度に適用しますと、やはり御負担が一度に上がってまいりますので、今目標としている令和9年度の目標数値が直近の令和6年度の南小国町の標準保険税率ということで設定しております。令和9年に向けて3か年で、7、8、9と、3か年でその上り幅を大体3等分して、3年間かけて南小国町が本来取るべき標準保険税率に、まず令和9年度までに持っていこうとところで考えております。

なおかつ、令和12年度というのは、熊本県が統一されるのが令和12年度でありまして、ただこの令和12年度にどれだけの率になるというのは、熊本県がまだ示しておりません。ですので、南小国町としてもその目標とするものが今のところございません。ただ、目標とするものがない中で、税率を改正していく上で、何かしらの目標を設定しないといけませんので、現状のところは直近の令和6年のその

標準保険税の各項目、先ほど御説明しました、いろいろと医療費、介護、後期高齢、その辺りの各項目の一番最高数値になっているところですね、県内の。というのは、今のところ、ばらばらですので、県内の一番最高値のところを仮の目標値として令和12年度で南小国町は今設定して、その令和9年度までまず南小国町の標準保険税率に持っていく。そして、今のところはその令和9年度から12年度については、その熊本県の最高の標準保険税率に持っていくというような計画ではありますが、ここ数年のうちには最終的には、熊本県の最終的な標準保険税率統一の率というのは、当然のことながら示されると思いますので、またそこが示されたときにはその最終的な目標数値に補正といいますか、上振れするのか、下振れするのか分かりませんが、そこに持っていこうというような計画でございまして、まずは令和9年度に向けて南小国町の標準保険税率を目標値として3年間にかけて、今後、保険税率を変えていくというような計画でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 令和9年度に向けて標準税率に合わせていくということですが、今年のモデルで、先ほど、夫婦2人の場合に8万円ほど上がるというようなことでしたが、令和7年、令和8年、令和9年、3か年も大体このくらいを上げていくことで標準税率に近づくということ考えてよろしいのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 先ほど、モデルケースがそのままあと2年間が当てはまるかどうかというのは、すみません、もう一度厳密に計算しないと分からないところではありますけれども、大体3等分になるような、今、率の改正をしておりますので、今回上がった分ぐらいは、また来年度、再来年度と、上がるというようなところで考えていただいて結構かと思われまます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第80号、南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前、子ども会議に引き続き議会を再開します。

先ほど、議案第78号の近隣の手当等の質問がありました。総務課長のほうから説明いたします。

朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 先ほどは大変失礼をいたしました。

今お配りしている分の御説明をいたします。南小国町が今度6,000円で、4時間以内が3,000円というところで上げておりますが、この表でいきますと、阿蘇市が年間で5,000円を支払って人命救助のときに幾らとかいうものはなく、人命捜索の区分はないというところでは、産山村も年額6,000円、人命捜索も区分はなし。高森町が手当のほうは1日8,000円、4時間未満の場合は4,000円。西原村が1回4,000円ですけれども、4時間を超える場合は4,000円ですから、高森町と同じような形で4時間を超えたときには8,000円ということです。南阿蘇村が1日4,000円、4時間未満の場合は2,000円。小国町のほうは、条例のほうを見まして、日当が団長・副団長2,600円、分団長以下が2,000円と、人命捜索の区分はないという阿蘇郡内の一覧というところがございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ありがとうございます。

では、引き続き議会のほうに入ります。

-----○-----

日程第5 議案第81号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第81号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第81号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第81号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。右側、変更前の下線部、山鹿市、菊池市を、左側の変更後で菊池市に改めております。

次のページをお願いいたします。

規約変更理由書。熊本縣市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退するため。以上のことにより熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要がある。

内容としましては、この総合事務組合に加入している市町村の住民の方が交通事故により負傷や死亡した場合に、交通災害見舞金を支給する共済事業でございます。

2ページお戻りください。

附則、この規約は令和7年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方から意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願い

いたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第81号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についての原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第82号 令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第82号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第82号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第82号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）。

1ページをお願いいたします。

令和6年度南小国町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,521万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億9,946万円とする。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。町税、町民税、個人です。今回、480万5,000円を減額し、1億2,434万9,000円とするものです。内容としましては、定額減税による減収でございます。

9ページをお願いいたします。

分担金及び負担金、負担金、災害復旧費負担金です。今回、79万3,000円を増額し、79万3,000円とするものです。農林水産施設災害復旧費負担金で

ございます。

次のページをお願いいたします。

使用料及び手数料、使用料、総務使用料です。今回、9万1,000円を増額し、1,643万7,000円とするものです。庁舎大会議室等使用料の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、今回、3,779万9,000円を増額し、3,779万9,000円とするものです。公共土木災害復旧負担金として、令和2年度災害分の精算分でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫補助金、土木費国庫補助金です。今回、2,507万9,000円を減額し、6,595万7,000円とするものです。社会資本整備総合交付金につきましては、町道瓜上矢田原線改良工事に伴う減額でございます。防災安全社会資本整備総合交付金につきましては、住宅建築物安全ストック形成事業補助金として実績による減額でございます。

13ページをお願いいたします。

国庫支出金、委託金、総務費委託金です。今回、2万円を増額し、468万8,000円とするものです。自衛隊募集事務委託金として2万円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、総務費補助金です。今回、16万9,000円を増額し、7,953万9,000円とするものです。地方消費者行政強化事業補助金でございます。

続きまして、農林水産事業費補助金です。今回、150万円を増額し、1億5,994万3,000円とするものです。新規就農者育成総合対策補助金でございます。

続きまして、土木費補助金です。今回、300万円を減額し、254万円とするものです。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の実績による減額でございます。

続きまして、災害復旧事業補助金です。今回、999万円を増額し、999万円とするものです。農地災害復旧事業補助金として11万円、農業用施設災害復旧事業補助金として988万円、合わせて999万円の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入です。今回、9,000円を増額し、765万4,000円とするものです。土地建物貸付収入として旧グループホーム森園の、NTT電柱等土地使用料でございます。1,500円の6本分でございます。

次のページをお願いいたします。

財産売払収入、不動産売払収入です。今回、62万6,000円を増額し、1,392万3,000円とするものです。部分林売払収入として、深久保永山造林組合分でございます。

17ページをお願いいたします。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回、8,590万9,000円を減額し、3億2,784万5,000円とするものです。財政調整基金繰入金の減額でございます。これにより、予算ベースでの基金残高は17億4,723万9,933円でございます。

次のページをお願いいたします。

諸収入、雑入、雑入です。今回、1,258万2,000円を増額し、5,380万2,000円とするものです。後期高齢者医療療養給付費負担金精算分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 松岡事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 19ページをお願いします。

歳出です。議会費、議会費、議会費、今回、6,000円を増額し、5,843万7,000円とするものでございます。役務費の手数料の増額です。理由といたしましては、会議録の作成にログミーツというものを利用しておりますが、1ヶ月に利用できる時間枠を若干超えましたので、その分、増額補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 20ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回、161万4,000円を減額し、3億1,026万9,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費まで人事異動による減額でございます。役務費については、職員採用試験情報求人サイト掲載手数料として計上しております。

続きまして、財産管理費です。今回、178万4,000円を増額し、1億7,870万8,000円とするものです。内容としましては、需用費の燃料費につきましては、公用車燃料費、議場、ホール空調用プロパンガス代等の増額でございます。光熱水費につきましては、庁舎別館電気料の年内不足分の計上でございます。備品購入費につきましては、紙折り機が故障し、相当古いものでありましたが、修理もできないということなので、全自動の紙折り機48万4,000円を計上し

ております。

続きまして、諸費です。今回、50万2,000円を増額し、1,012万7,000円としております。内容としましては、部分林地元交付金としての計上でございます。深久保永山造林組合のものでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 続きまして、地籍調査費です。今回、29万7,000円を増額し、1億631万2,000円とするものです。増額の理由といたしましては、職員の時間外勤務手当の不足分の増額でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、ケーブルテレビ運営事業費です。今回、300万円を増額し、4,718万8,000円とするものです。内容としましては、需用費300万円の増額。当初予定していたケーブルテレビ関係の修繕が手形野地区台風10号によります法面崩壊による光ケーブル等の修繕も含め、予想より多く費用がかかったことにより、今後の野焼き等、突発的な事故に伴う修繕や工事に伴う電柱移設等にかかる作業発生に備えた修繕費が不足するため、その修繕料の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 次のページ、21ページをお願いいたします。

徴税费、賦課徴収費、今回、73万7,000円を増額し、1,897万2,000円とするものです。増額の理由といたしましては、委託料、家屋評価委託料70万4,000円の増、こちらは木造家屋の対象家屋の見込みの増によるものでございます。

続きまして、軽自動車税データ入力業務、こちらは新たに軽自動車税の異動内容の入力業務を仕事コンビニをお願いするものでございます。3万3,000円の増額でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 22ページをお願いします。

総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回、280万4,000円を増額し、8,385万5,000円とするものです。内容としましては、給料から共済費まで、11月の人事異動に伴う増額分になります。委託料99万円の

増額につきましては、法務省発出の戸籍情報システム標準仕様書の改定に伴うものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 23ページをお願いいたします。

総務費、選挙費、選挙管理委員会費です。今回、4万3,000円を増額し、56万円とするものです。内容としましては、旅費、需用費ともに、2年に1回の委員研修に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 24ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回、4,378万6,000円を減額し、1億2,702万1,000円とするものでございます。内容といたしましては、各種給付金の支給実績に伴う需用費、役務費、負担金補助及び交付金の減額でございます。主なものとしましては、負担金補助及び交付金でございまして、令和6年度の住民税非課税世帯分が1,260万円の減額、均等割のみ課税世帯分が2,050万円の減額、これらの対象世帯における18歳以下の子ども加算分が720万円の減額、最後に定額減税調整給付金が322万円の減額でございます。

続きまして、地域福祉センター管理費です。今回、13万2,000円を増額し、502万2,000円とするものです。内容といたしましては、地域福祉センターりんどう荘の消防設備点検において指摘されました館内の非常放送設備の修繕でございます。

続きまして、介護保険関連サービス施設管理費です。今回、一般財源から特定財源へ9,000円を財源組替えするものでございます。内容といたしましては、旧グループホーム森園の敷地内に設置されております電柱の土地貸付収入9,000円を充てております。

25ページをお願いいたします。

児童福祉費、児童福祉総務費です。今回、10万5,000円を増額し、1,791万7,000円とするものです。内容といたしましては、現在策定を進めております第3期子ども・子育て支援事業計画、この事務に伴う時間外勤務手当の増額でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回、91万9,000円を増額し、2億1,084万1,000円とするものです。内容といたしましては、市原保育園2階ホールへの間仕切り等改修にかかる設計委託料でございます。現在、市原保育園の2

階ホールを4・5歳児の保育室として利用しておりますけれども、大人数での2年齢保育を続けていくには課題が多いということもございまして、部屋を仕切るための扉の設置及び手狭となっております2階手洗い場の改修、この2工事の設計委託料を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 26ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回、39万3,000円を増額し、3億116万3,000円とするものです。内容としましては、職員手当等につきましては、住民健診結果により対象者が変わるため、時間外の健康相談や健康教室に伴う時間外勤務手当、また子ども家庭センターの時間外での相談や家庭訪問に伴う時間外勤務手当の不足分13万2,000円を増額になります。負担金補助及び交付金13万円につきましては、育児休暇明けの管理栄養士の保健指導研修への参加負担金2万円と、鍼灸施術補助金見込増に伴う11万円の増額になります。繰出金13万1,000円につきましては、介護保険特別会計繰出金になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 27ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回、補正額260万円を増額し、1億1,664万2,000円とするものです。内容につきましては、需用費110万円の増額、消耗品費の増額となります。本年4月より勤務していただいております地域活性化起業人の石風氏の事業計画に基づきます消耗品費の計上とさせていただいております。既存の特産品の強化、新規特産品開発を中心とした複合型農業プロジェクトとしての調査計画をしていただいております。

次に、負担金補助及び交付金150万円の増額です。補助金の増額になります。歳入にも同額計上させていただいております新規就農者への経営開始直後の収入安定のための補助金となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 28ページをお願いします。

商工費、商工費、商工総務費です。今回、1万3,000円を増額し、366万3,000円とするものです。内容としましては、報酬1万円の増額、旅費3,000円の増額、南小国町中小企業店舗新築・改装、工場機械設備融資金利子補給条例に基づく申請の希望が2件上がっており、利子補給の決定にあたって中小企業利

子補給審査委員会を開催し審査を行う必要があり、それに伴う委員報酬、費用弁償の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 土木費、土木管理費、土木総務費、今回、712万円を減額し、9,032万3,000円とするものです。負担金補助及び交付金になりますが、説明欄に記載する5つの補助金につきまして申請がなかったことや、申請の実績を踏まえ、各予算を減額するものでございます。

続きまして、道路橋梁費、道路維持費、今回、750万円を増額し、9,598万3,000円とするものです。需用費150万円につきましては、通常の町道の維持管理として修繕料を使用しておりますが、新たに発生したものや、それらを含む14件及び今後の見込みについて予算が不足することから増額を行うものです。

続く、使用料及び賃借料につきましては、同様に今後の見込みと、町道の突発的対応により不足すると判断し、増額を行うものでございます。

続く、工事請負費500万円につきましては、先の議会におきまして御指摘をいただいたところでもありますが、山村広場に通じる町道市原森園線の既設木柵の老朽化、総務省により通行車両の安全性を確保するため、土中用ガードレール121メートルを設置するものとしております。

続く、道路新設改良費、今回、4,000万円を減額し、1億1,527万円とするものです。工事請負費4,000万円になりますが、現在行っております町道瓜上矢田原線道路改良工事におきます当初要望額に対しまして、最終的に内示額が減となったことによる4,000万円の減となります。

続く、道路舗装費、今回、補正はございません。財源組替のみです。舗装におきます維持管理計画策定業務委託というものを発注しておりますが、財政力指数によって補助金の増があったことによる増額となります。国庫支出金の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 31ページをお願いいたします。

消防費、消防費、非常備消防費です。今回、20万円を増額し、1億4,263万9,000円とするものです。熊本県消防協会阿蘇郡支部県外研修負担金として、5年に1度の副団長2名分の計上でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 32ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費です。今回、補正額85万1,000円を増額し、1億710万6,000円とするものです。内容につきましては、職員手当等85万1,000円の増額、時間外勤務手当の増額となります。4月の人事異動に加え、様々なイベント活動に幅広い業務を遂行しなければならなかったこと、また新たな社会体育の取組事業等に伴う時間外勤務手当の不足による増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧費、今回、22万円を増額し、225万7,000円とするものでございます。次の農業用施設災害復旧費とあわせて説明させていただきます。

農業用施設災害復旧費、今回、1,520万円を増額し、2,014万6,000円とするものです。いずれも工事請負費になりますが、本年9月22日から23日の豪雨によりまして、農地2件、水路3件の被害を受け、その後行われた災害復旧事業の災害査定を受検し、結果、暫定法の採択を受けたことから、工事請負費を計上するものです。

なお、歳入については、9ページ、14ページにそれぞれ負担金、国庫補助金等が計上されておりますが、今後、激甚災害の指定を受けておりますので、負担金の軽減、補助率の嵩上げ等が見込まれますが、定率により計上を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 25ページの市原保育園の改修について、お尋ねをいたします。

これはより良い保育のための改修かと思いますが、すみません、細かいですが、手洗いの箇所というのは2階だけに増設をするのかというのが1つです。あと、もう1点が今回設計を委託して、その後、実際に工事に入るかと思いますが、その辺りのスケジュール感などがありましたら、教えていただきたいです。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

手洗い場につきましては、今回設計で上げているのが2階のホールの部分に対する手洗い場となっております。今、2階のホールに1か所、手洗い場がございますけれども、水道の数としては2つしか付いておりません。スペース的にもちょっと狭いものですから、そこを広めて1つ増設というのを、今考えております。

時期につきましては、今回、設計委託を上げさせていただいておりますけれども、

最終的に設計図書を踏まえて、適切な工期を設定する必要があるがございます。こちらとしては、なるべく早い段階で工事をしたいというところで今回の補正に設計のほうだけを上げさせていただいておりますので、時期等が分かり次第、保護者、先生方と、子供たちにも周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。

保育園というのは、やはり長期の休みというものが非常に限られているかと思えます。工事がいつできるのかというところは保護者も気になるかと思えますので、またゼロ歳から6歳という小さい乳幼児が今で70名、80名おりますので、どうぞ御安全に進めていただけるよう、周知のほどもお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 関連で質問をさせていただきます。

仮に、まだ設計段階、委託の状況ですけど、工事期間中、当然2階のフロアが使えない状況が出るかと思えます。そのときの保育をどのようにやろうと計画されているのかお願いします。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 御質問、ありがとうございます。

この件に関しましては、保育士のほうとも協議を今進めておりまして、今、4・5歳児が2階のホールで保育をやっております。ただ、議員おっしゃるとおり、もし工事が入れば、その間、保育はできなくなりますので、どこかの場所を仮の保育室として利用する必要があります。今考えられるのは、どの年齢の子をそちらのほうで保育をするかということでございますけれども、保育士と話す中で、どうしてもトイレの問題は出てきますので、トイレを使用しない、おむつをはいている、なるべく年齢の小さい子を代替地のほうで保育をしていこうというふうな計画を今立てている途中でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） その辺はしっかり計画を立てていただきたいと思えますし、代替地がどこなのかというのはまた非常に気になるところでございますので、またその辺は工事発注のときに予算が上がってくるでしょうけど、そのときにまた改めて聞きたいと思えますけれども、もう一つ、分散されることによって、保育士の対応、数限られた先生方でございますけれども、そういう方への計画、過度な勤務にならないように、適正な職員配置をしないといけないと思えますので、これはもうあえて要望という形で、次に質問するときまでにきちっとその辺まで整理されて計画を

練っていただきたいと思います。お願いしておきます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議員おっしゃるとおり、保育士の負担も実際、工事が入りますと、場所が変わるといふことの負担もございまして、ほかの保育士からのサポートも受けられないというような状況にもなりますので、そういった部分に関しては、保育士の数等は適正な部分でこちらも進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 20ページをお願いいたします。

需用費の光熱水費の庁舎別館電気料ということで100万円が計上されておりますが、なぜこの時期に100万円、庁舎別館ももう建って何年もたちますが、なぜ今の時期の100万円かということと、それから庁舎全体のエネルギー計画は改めてどうなっておるかを聞きます。よろしく申し上げます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

電気料金のほうが、これも年度内での不足分というところで、今回上げさせていただきました。毎月の分がある程度高額になってきておりましたけれども、まだどの辺りで上げようかというところはちょっと決めかねておりましたけれども、もう年度の最後までを計算したところ、やはり足りない、不足するというところで今回上げさせて。このままいけばというところで上げさせていただきました。

ソーラーの分ですけれども、庁舎のソーラーというところで、今現在、また環境イノベーション情報機構というところの補助等も見ながら、今、来年度、令和7年度で設備導入の調査等で申請等を行えば、令和8年度でパネルの設置工事ができるというところで、今までいろいろ調査して、屋根のどの辺りに載せられるのかというところも調査したのは、以前お伝えをしたと思いますけど、今、また別のを出してきた分があって、全部その業者のほうから作って、無料で設置をして、その後、電気料だけを20年間支払うと。それで完了するというものも、今ちょっとお話が、担当のほうも聞いてきて出ておりますので、ただそれが20年間やったときに、今現在の電気料と、20年間毎月払った分の差額分が、元の話では設置して2分の1の補助、1億円かかったなら、5,000万円払っての設置というところで考えておりましたけれども、今回、導入して全てを無料で設置していただいて、20年間の電気料を払うというところの、どちらが得かというところも今見積りじゃないですけれども、計算等も今やっておりますので、この庁舎のソーラーというのは、も

うやはり電気料、それともう一つ、前回言われた災害の部分というところでも必要にはなってくると思いますので、その辺りをちょっと検討をもう少しさせていただければと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 別館だけで100万円ということで、本庁舎のほうには不足分は出ないんですか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） すみません。これは庁舎及び別館電気料でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 100万円については了解いたしました。

ただ、ソーラーについて、今また検討しているという言葉がございましたが、検討、検討、検討と、何度も検討という言葉が出てまいります、そうしているうちに災害がいつ起こるのか分からんことと、どちらが得かわからないというお言葉でございましたが、見積りがそのくらい曖昧なところの業者さんなのかどうか分かりませんが、計算だけならすぐにでもできると思うところもありまして、なるべく早くスピード感をもってやることも大切ではないかと思っておりますので、何かその辺りをどう考えておるかをお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 見積りをまだいただいているわけではないのですが、今、電気料の年間分とかそういうものを出して今検討をしております。この絶対に設置をするというものを今決定をしているわけでもございませんので、その検討をして、これならというところで出そうとは思っておりますので、一応そういう今、現状というところではそういう形でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 職員さんで検討を始めてからもう既に2年たつんじゃないかろうかと思えます。いつまでに答えを出すかをお教えてください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 答えをいつまでと言われても、なかなか。ですけれども、先ほど言われた、災害等、そういうところもございまして、できる限り今年度のうちに考えて、今年度といたしますか、当初もありますので、当初に載せられるのであれば、もうそこに間に合うようには考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 了解しました。

これについて、高橋町長のほうから、どういう気持ちでおられるかをお願いできますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 御意見をいただきながら、またエネルギーのプロジェクトチームとかもありながら、そういったところで冒頭のというか、まずはこの屋根に載せられるのかいったようなお話もあった時点で調べながら、そういったところも可能であるというような御回答をいただいております。そういったところも私が急がせるといいますか、そういったところも正直なかった部分もございますので、そういったところは私としても反省しなければならない部分かなというふうに思います。いろいろな情報をまた集めながら、可能な限りこちらのほうでも協議をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 30ページで、山村広場への道路で、ガードレールの設置が上がっていたと思います。今、多分あれは木でのガードレールというか、柵だったと思います。今後は普通の既製品のあの白色だとか、そういうやつなのか、それともまた同じようなガードレールなのか教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） もう答えから言いますと、よく一般的に見かけます既製品の白いものの4メートルスパンのようなものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 27ページで、地域活性化企業人の消耗品費です。前回の定例会のときに特産品計画、詳細は多分そういう特産品開発に絡むものだと思いますけれども、9月に委託料として計画があったと思います。今回そういう材料とか、そういうものを買う予算が計上されていますけれども、具体的などという計画が今どこまで進んでいるのか、詳細に教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御質問、ありがとうございます。

先ほど議員からもありました、9月のほうに補正させていただきました委託料です。こちらのほうは、ウラニワさんと契約をさせていただいております。今、ウラニワさんと石風氏と連携してもらって、特産品の、先ほど言いましたが、既存の特

産品、本町にある特産品の部分の強化といったところと新規特産品の計画というか、そういったものを調査、それから計画を今してもらっているところでございます。

何より、具体的なところまで言いますと、今進んでいるのは既存の特産品につきましてはちょっとまだ少し検討を深める必要があるところではあります。お米、キュウリ、ハウレンソウ等でございますので、そういった部分の強化、販路の部分になるのか、作付けの中身そのものか、そういった部分の検討を今していただいているところではあります。

それから、新規特産品につきましては、まず前提としまして遊休農地、耕作放棄地関係の解消に向けた部分というのをまず考えているところではあります。その中でどうしても耕作のやりやすさ等も踏まえて検討していただいております。今、前提とさせてもらっているのが、今、果樹のほうをできないかといったところでしてもらっているところではあります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 既存の部分と新規というところですね。その新規でやる分で耕作放棄地というのは、具体的にどの地区のどの辺りだとか、絞り込みまでできているのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 現在のところ、耕作放棄地となると、どうしても雑木関係も出てきますので、前提としましては遊休農地、そしてまた国県道とか、目につきやすいところをまずは検討している段階でした。その上で一番の最優先候補地というのはここというのはないんですが、前提としましては、町有地のほうを検討させていただいておるところでございます。町有原野、果樹ですので、農地だけに限らず作付け可能かといった部分も踏まえた上での計画ですので、最有力候補地というのはまだ選定はできておりませんが、町有地をまず前提として考えさせていただいているところではあります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 分かりました。

いろいろと計画段階ですけど、この予算案の110万円の中身というのを、最後に教えてください。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 今回の補正の金額110万円になりますが、これは新規特産品の部分で、先ほど申しました果樹関係、こちらのほうのまず品種の選定を今行

っていただいているところです。前回の委託のときにも少し申しましたが、キュウリ等の作付け、そしてその後の育成が手がかからないというか、手をかけるのを少なくして済むような部分を前提としながら、そしてそれをこちらのほうに根付くかどうかというのがどうしても大前提というか、育成できるのかどうか、そういった部分が必要となりますので、その苗の購入を考えていきたいと思っております。こちらのほうを石風氏、ウラニワ氏を含めたところで、今計画をしていただいているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） もう1点、じゃあ全て110万円、苗代ということでよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） おおむね苗代関係、それからもし消耗品が必要になれば、仮になんですが、ハウスをちょっと設置してみようといえ、そのハウスの一部負担とかも出るかも知れません。ちょっと正直なところ、前提としては苗代を中心に考えてはいるところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 同じく、27ページの新規就農者育成総合対策補助金、すみません、今一度、この事業の詳しい内容をお伺いできればと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 先ほどの新規就農者育成総合対策補助金、こちらが新規就農者へ向けた補助金となります。県を通じての国からの補助金となっております。こちらが経営開始後の3年間の限度として150万円を上限として支給されるものです。あと幾つか制限というか、要件等はございます。49歳未満といった部分とかの基準があります。これも国からの支給が県を通じてあって、町のほうで受け入れて、新規就農者のほうに支給するといった部分になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） これは新規就農者本人が、役場若しくは県のほうに申請をする形になるのでしょうか。新規就農して3年以内のという話がありましたけれども、これは新規就農から、ある一定期間この補助事業の対象となるのか、その就農して1回申請したときのみの補助なのか、その辺りをちょっとお伺いできますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 新規就農されてからの3年間、本人からの申請で、町からまた県へ申請といった形になります。ちなみに、この大枠が新規就農者育成総合対策事業ということがございまして、今回が経営開始型といった補助金となっております。同枠内にも就農準備資金といった補助金等もございまして。各種新規就農とその後の経営とかのサポート、国・県・町として行っておりますので、詳しくは農林課窓口に来ていただきますと、もう少し詳細に説明できるかと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今、その新規就農者に対しては、すみません、ちょっと名称が変わって正式名称がちょっとここで言えないんですけども、年間150万円、これが5年間支給される事業もありますけれども、これと並行してこの補助事業も受けられるという形になるんですかね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 申し訳ありません。その5年間、すみません、私も補助の内容がちょっと今分からなかったのですが、これが昔、確か就農給付金といった名称であったのが、今この経営開始型という形に、確かそうになっていると、私は記憶しております。これの限度が今3年ということになっております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これから討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第82号、令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。休憩に入ります。2時35分から再開します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 2 6 分

再開 午後 2 時 3 5 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き議会を再開します。

ちょっと提案がございます。議案の変更、水道のほうを先に持ってきてたいと思いますが、お諮りしたいと思います。明日、課長が会計監査のために、どうしても審議員と 2 人外さなくちゃいけないというのがございますので、この後、水道関係を持ってきてたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） ちょっと説明のほうを事務局長のほうからいたします。

○議会事務局長（松岡 洋君） では、すみません。日程では、一般会計補正予算書の後は日程第 7、南小国町国民健康保険特別会計補正予算書、その次が日程第 8 で議案第 8 4 号、令和 6 年度南小国町介護保険特別会計補正予算書の順になっておりましたけれども、先ほど議長からお諮りしたとおり、一般会計補正予算書の後に日程は第 7 で変わらないんですが、そちらに南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 4 号）、続きまして日程第 8 に令和 6 年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第 3 号）に順番を入れ替えたいと思います。

以上でございます。

-----○-----

日程第 7 議案第 8 5 号 令和 6 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 4 号）

○議長（井上則臣君） 日程第 7、議案第 8 5 号、令和 6 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 4 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 8 5 号、令和 6 年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 4 号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、説明に入らせていただく前に、諸事情を御理解いただき、誠にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

その上で、議案第 8 5 号につきましては、（第 4 号）と書いております補正予算書というものと、別口に資料というもので、南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第 4 号）説明書というものがありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第85号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）。
次のページになります。

令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の補正はございません。

支出になります。

第1款、水道事業費用、今回、837万9,000円を減額し、2億288万9,000円とするものでございます。内訳としまして、第1項、営業費用を同額減額し、1億8,097万円とするものです。第2項、第3項についての補正はございません。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。記載はございますけれども、補正はございません。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

次のページから各予算に関する説明書を添付しておりますが、別にお配りしております説明書のほうでお願いをいたします。

令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第4号）説明書。

収益的収入及び支出です。水道事業費用、今回、837万9,000円を減額し、2億288万9,000円とするものです。内訳として、営業費用、原水及び浄水費8万円を増額し、1,344万8,000円とするものです。委託料22万円の減額につきましては、塩素滅菌管理委託の契約実績による減、また薬品費30万円の増額につきましては、水道使用の量、それに混入する次亜塩素酸ナトリウム、一般的に塩素といわれますけれども、その使用実績増に伴う購入費用の増となります。

続いて、総係費、今回、845万9,000円を減額し、4,546万6,000円になります。委託料になりますが、職員の技術向上を目的に発注者支援業務委託を発注するとしていましたが、本年度は公営企業会計の事務的な部分を優先したことにより、本業務委託の発注を取りやめたことによる減となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質問ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ありがとうございます。

説明書の1ページでございますが、発注者支援業務、今回減額ということでござ

いまして、そこに対して何も言うのではございませんが、お教えいただけたらと思います。この発注者支援業務の委託先、いろいろと資格があるかと思いますが、こういう資格を持っておれば、今後、町内事業者の方々がそういう資格を持った場合、その発注者支援業務の発注に伴う指名業者としての資格を得ることができるかどうかを、すぐに回答はできないかとは思いますが、分かる範囲でお教えいただけますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 分かる範囲でということで御説明をさせていただきます。

まず、根本的に発注者支援業務委託という部分に関しましては、一般的な業種でいえば建設コンサルタント会社という形になっております。町内の業者さんは、一般土木というものがほとんどであり、指名という部分ではないんですが、その中に水道管の工事の許可を持っているという方がほとんどだと思います。そこで、その業種を希望するかしないかというのは、本町に対する指名願、その中で判断をされます。先ほど申しましたとき、発注者支援業務委託というのはもうコンサルタント系という形になります。ですので、町内の業者さんがその資格を取り、それなりの実績等も踏まえた形で資格を取っていただければ、その可能性というのは十二分にあり得るのではないかというふうに思います。

以上です。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 直接の予算とは関係ありませんが、PFOSについて報道なんですけど、厚労省ですか、検査を各事業者に依頼して、回答が約6割だったという報道があっていたんですけど、この町でもその報道というか、回答とか、そういうことがあったんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 質問の意図として、国等からの調査の実績があるかどうかという調査ということ。結果的には同じような形になるかと思えます。

先だっても議会の中でも、確か2回ほどそういうお問合せをいただいたかと思えます。現状、うちの町は本年の5月の段階に、全原水箇所、湧水が出ている場所、全て行っております。その結果、報道ではPFOSという言葉になっているかと思えます。PFOSというのは有機フッ素化合物ということで総合的な名称です。水道分野等におきます限ったものという部分でいきますと、PFOS・PFOAという形で、それぞれの代表的なものという形になっているんですが、検査を行っております。結果、ナノグラム単位という形になるんですけども、ほとんど出ていないような。出ていたとしても、わずかな5グラム単位とか、そういった形で出てき

ます。実際、その値を来月1月になります。広報のほうに掲載をさせていただこうという予定で今動いています。

その上で、最近特にその報道等で岡山県だったかと思いますが、公費負担のほうで体の検査というのもやられたというところも踏まえ、やはり安心・安全という部分を確保するために、1月に再度検査をしたいというふうに考えております。その結果もまた当然公表していきたいというふうに思っております。その背景には、産山村のほうで検出されたという報道も流れておりますので、万が一出てきた場合の対応等も含めて、より一層進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ございません。討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第85号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第86号 令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第8、議案第86号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第86号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 説明に入らせていただく前に、先ほどと同様となります。

けれども、補正予算書（第3号）、それと説明資料という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明します。

議案第86号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）。

次のページになります。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和6年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。記載はございますが、収入の補正はございません。

支出です。第1款下水道事業費用、今回、544万5,000円を減額し、2億2,454万6,000円とするものです。その内訳としまして、第1項営業費用を同額減額しまして2億540万4,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。記載はございますが、収入・支出ともに補正はございません。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

次ページから予算に関する説明書を添付しておりますが、別口の説明書にて説明をさせていただきます。

令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算（第3号）説明書。

収益的収入及び支出となります。今回の補正は、公共下水道事業のみであり、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の補正はございません。公共下水道事業費用、今回、544万5,000円を減額し、1億6,492万4,000円とするものです。内訳として、営業費用のうち総係費544万5,000円を減額し、1,904万3,000円とするものであり、委託料を同額減額するものでございます。内容としまして、現在、公共下水道の整備は一部の区域を除き完了しています。その一部の区域というのは、熊本県が管理する河川敷などの公共下水道管の布設許可が下りない区域及び満願寺志津地区の真空下水道システムにおける新規加入の際の加入者負担など、大きな課題となっております。それらを解決するため、公共下水道計画区域から特定地域生活排水処理区域への移行を行うとして、公共下水道事業計画区域の変更認可取得を本年度に行うとして、544万5,000円を計上をしておりました。しかしながら、関係機関との協議により、それらには時間を要することとなったため、全体事業計画のみを本年度延伸することとして、区域の見直しについては次年度以降に行うこととしたことにより、委託費全額を減額としたも

のでございます。

説明資料の次のページにつきましては、公共下水道事業のみとした説明資料になりますので省略をいたします。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑をいたします。質問ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の説明で、満願寺の真空ポンプを使う部分については、通常のいわゆる下水道区域から外すということでございますか。外す計画でおると。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、整理をさせていただきたいんですが、現在、志津地区におきます町が行うべき整備事業というのは、もう完了をいたしております。その際に、宅地の部分に公共枿というものを設置して、そこから真空下水道システムに流れ込むという形になるんですが、区域にはなっているものの、所有者若しくは使用者の方が加入しないという意思表示をされた場合には、その真空下水道システムが設置をしておりません、町のほうではですね。そのため、その部分の新たに加わりたいという判断になった際には、公共枿とそれに引き続く管路、それと真空ユニットと呼ばれるもの等が発生します。その費用というのが、監視システムの配線関係も影響するものですから、負担が宅内側の工事を除いて、今言った部分のみを含むとして、個人負担が約200万円ほどになってきます。そうなりますと、やはり公共下水道に加入するということはもう困難ではないかというふう考えたことから、合併処理浄化槽の今現在、特定地域生活排水処理事業で行っておりますが、認可を取得して区域として公共下水道を指定しているものですから、いきなり補助事業を使った合併処理浄化槽のほうの事業は使えません。そのためにそちら側の補助事業を使うために、区域からの除外を行うという形になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 了解いたしました。

そういう場所が何か所かございますか、志津地区内に。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） あります。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 了解しました。

要は、合併処理浄化槽を入れるために、必要な手続を取っておるということに考

えればよろしいわけですね。はい。じゃあなるべくその合併処理浄化槽を据えたいという人が、その意思を示す前に終わらなければ、結局、合併処理浄化槽、特定と公共下水道がかぶることになるものですから、できないということでしょうから、なるべく早くなるようにお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。

御指摘のとおりというふうに考えております。そういった中で、あともう1点、志津地区ではないんですが、先ほどの河川敷のお話をさせていただきました。当然、排水をする上においては、公共下水道の場合にはどこかの長狭物に配管しなければならないという前提がありますが、以前の議会でも出たかと思えますけれども、河川に沿った宅地というのが最近非常に増えております。そういった中で、管理する熊本県のほうにおきましては、その配管を縦断的に配管することというのが認められておりません。横断はできるんですが、そこの要因としましては、河川の事故等が発生した場合の対応ということがあるので許可が下りないわけなんですけれども、先ほど早急な形でというお話がありましたけれども、そこを踏まえた部分で動くのが事業計画年度の延伸という形になってきます。ですので、つり合いを見ながら対応していきたいというふうに思います。すみません。なかなかこの場では詳細での説明が難しいところもあるんですけれども、そういった事情もあるということ。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） その河川道路という部分になるかと思うんですが、その場合は難しいということでは理解しておりますが、先ほどの志津地区でダブっておるような計画の方がもし合併処理浄化槽を入れたいといったときには、現状ではどうなるということでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。

過去に、補助事業を使わずに単独事業として合併処理浄化槽を町のほうでさせていただいたことがございます。この認可が下りるまではそういうことも踏まえながらやっていくしかないのかなというふうに思っています。ただし、もともとの所有者の方が加入をしない方が、意向が変わったからといって、それをすることはないかと思っております。例えば、その土地の所有者の方が、例えば変わられて、新たに購入をされた、若しくは御家族の方でその地域にもともと住んでいなかった。ある程度の年齢になって、そこに帰ってこられたというケースにおいては、先ほど言ったような町による事業というのを考えると。そうなった原因という部分が、やはり参加しないという意思表示を示したということをしたかどうかという判断も一つ

あるというふうに思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 了解いたしました。

ただ、一つ確認ですが、そうした場合の、土地の所有者が変わって、本人は意思表示は全然関係なかった人、その場合には工事をするということでしたが、その場合の維持管理はやっぱり今やっておる特定排水事業か、合併処理浄化槽ですね、あれと同じで町営で管理をするというような、そして維持費をいただくというようなことをするというので考えとってよろしいのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 町としては、そういうふうに考えます。ただ、やっぱり相手先と申しますか、所有者等の意向もございまして、使用料も払わず、自分のところで管理するという形になれば、個人さんになるんですが、それらの判断も個人さんで設置するか、町のほうで整備をするかという部分での、一番最初のときの協議という形になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 関連ですが、当初、この公共下水道事業が始まったとき、計画を立てたときには、その方たち、今度外すところは同意は得ていたのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 答えのみを申し上げますけれども、同意書を全ていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 多分、同意が得られないと、やっぱり計画の実行にならなかったとは思いますが、例えば志津地区じゃなくて、それから下りてきた赤馬場地区の中にそういう事例とかはあるのでしょうか。同意はしたけど、やっぱり公共下水道でつながないという事例ですね。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） その同意書をいただいたときに御存命の方と、実際工事をやる時に代がかわったという部分が、もしかしたらあるかも知れません。ただ、基本的には全ての方から同意書をいただいているという前提で考えております。ただし、現在の加入率も御承知のとおり、70%台の方になっています。それも踏まえた上でなんですけれども、やはり加入をしないということをおっしゃられている

方、若しくは公共枿は設置しているけれども、まだ宅内側の工事が終わっていないという、それらの方がいらっしゃるというのが現状です。

じゃあその水洗化率をいかに上げていくかというのが、もう兼ねてから、穴井議員も何度か御指摘をいただいているかと思います。工事完了時期におきましては、下水道事業加入支援報奨金というものがございましたが、なかなかそれらのある程度工事から何年間という目途を区切って補助をしましたので、非常に現状としましてはいかに加入率を伸ばしていくかというのが、熊本県内に限らず、日本全国、やはり同様の問題だと思います。

一方で、それらの収入が公営企業会計側に与える影響という部分もございますし、それらが兼ねてからいろいろ御指摘いただいている経営戦略という部分もあります。非常にその加入を増やすというのが、高齢化社会において非常に厳しいというところで考えているのも一つの現状です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） なかなか加入率も伸びないというのは確かなことだろうと思います。今後また空き家等も非常に多くなって行って、もしかしたら脱退とかそういうことも考えられると、ますます厳しくなっていく。今後、負の遺産にならないようにとは思うんですけど、やっぱりそういう現状が目の前にあるということは確かだろうと思うんです。何らかの対策が取れるかどうか分かりませんが、大変だなあという思いはしています。何とかスムーズな維持ができればいいかなと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これから討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第86号、令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）の原案

に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会いたします。

明日10時から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後3時06分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6番

会議録署名議員 7番

会議録調製者 松 岡 洋

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 12 日 (木) 開会

(第 3 号)

南 小 国 町 議 会

令和6年第4回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月12日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第83号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

日程第3 議案第84号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第4 議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第1 議案第88号 工事請負変更契約の締結について

日程第5 陳情第7号 米野菜、畜産等生産費高騰継続に対する助成についての陳情

日程第6 陳情第8号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

日程第7 委員長報告 付託議案陳情第6号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道田ノ原白川線改良工事についての陳情

日程第8 議員派遣報告について

日程第9 議員派遣の件について

日程第10 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 毅	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	朝 日 康 博	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博	町 民 課 長	河 津 頼 子
農 林 課 長	穴 井 康 治	教育委員会事務局長	志 賀 美彩代
福 祉 課 長	佐 藤 淳	建設課土木係長	井 野 寛 之

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

開く前に、町長のほうからお断りがございます。よろしくお願いいたします。

○町長（高橋周二君） それでは、皆さま、改めまして、おはようございます。

本日の御審議のほうもどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、御報告でございますけれども、本日が本田建設課長が会計検査のほうが入っております、現在そちらのほうに帯同しております。そのため本日は代理で井野係長が出席をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（井上則臣君） 井野係長、自己紹介をお願いいたします。

○建設課土木係長（井野寛之君） おはようございます。

建設課土木係の井野でございます。本日は、本田課長の代わりに出席させていただいております。緊張しているので、よろしくお願いいたします。お世話になります。

○議長（井上則臣君） ありがとうございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和6年第4回南小国町議会定例会第3回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、穴井則之議員、1番、下城孔志郎議員を指名します。

-----○-----

日程第2 議案第83号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第83号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第83号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第83号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）。

1ページをお願いします。令和6年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,120万1,000円とする。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入です。国庫支出金、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。今回、2万円を増額し、225万7,000円とするものです。内容としましては、マイナ保険証への移行周知に関する補助金になります。

次のページをお願いします。

県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回、418万9,000円を増額し、4億2,914万1,000円とするものです。内容としましては、高額療養費見込額の増に伴うものになります。

8ページをお願いします。

繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回、72万8,000円を増額し、2,053万1,000円とするものです。内容としましては、令和4年度実績確定に伴う令和5年度特別交付金返還金の発生に伴うものになります。このことによりまして、予算ベースの基金残高は2,053万1,000円となります。

9ページをお願いします。

歳出です。総務費、総務管理費、一般管理費です。今回は2万円の財源組替えになります。内容としましては、マイナ保険証への移行周知に関する費用分でございます。

10ページをお願いします。

保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費です。今回、418万9,000円を増額し、4,939万2,000円とするものです。内容としましては、高額療養費見込額増に伴う増額になります。

11ページをお願いします。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回、74万8,000円を増額し、89万7,000円とするものです。内容としましては、令和4年度実績確定に伴う令和5年度特別交付金返還金になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 12月2日から、マイナ保険証の利用が可能になったわけですが、本町においてのカードと保険証の取得の数を、まずお願いします。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） マイナ保険証の登録率に関しまして、一番新しい数値が9月末になりますので、9月末でお答えさせていただきます。まず、町全体のマイナンバーカードの交付率ですが、9月末で86.84%でございます。また、国保のほうのマイナ保険証登録率のほうは73.74%でございます。そして、マイナ保険証の利用率が30.83%になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） これはもう小国郷内でよろしいんですけど、医療機関ではもう全てこのマイナ保険証は利用できる状況でしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 国のほうより、12月2日というところで各医療機関には通知が行っていると思いますので、各医療機関で使えるようになっていると思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 日本国民はマイナンバーカードを登録して、それに保険証を紐づけするというような形になってきているかと思いますが、例えば外国からこちらのほうに仕事に来て、保険を取得する場合、この場合はその保険の資格証明書の発行になるんですかね。そのマイナンバーカードというのはもう発行できないと思いますので、海外から例えばその旅館等に仕事に来られて、保険を申請した場合はどういった形になるのでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 御質問、ありがとうございます。

窓口で、転入の際にマイナンバーカードを持っておられる方は、マイナンバーカードとの保険証の紐づけの確認をさせていただきます。また、国民健康保険となられた場合、マイナンバーカードの紐づけを希望された方はマイナ保険証、そして希望がない場合は資格確認証の発行になります。後期高齢者医療につきましては、マイナンバーカードがあってもなくても、資格確認証の発行は可能になっております。社会保険につきましては、各社会保険の事務所のほうで受付をされていることにな

ります。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第83号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第84号 令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第84号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第84号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 淳君） 議案第84号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）。

次のページをお願いいたします。

令和6年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億291万7,000円とする。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。県支出金、県補助金、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金です。今回、992万円を増額し、992万円とするものでございます。内容といたしましては、20床ございます悠清苑の地域密着型ホームが実施しますセンサー付き介護ベッド等の導入にかかる施設整備補助金でございます。

7ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。今回、13万1,000円を増額し、774万7,000円とするものです。内容といたしましては、介護関連書籍の追録及び認定調査員の出張に伴う事務費繰入金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管理費です。今回、1,004万5,000円を増額し、1,121万4,000円とするものです。内容といたしましては、介護関連書籍の追録代として需用費が12万5,000円、地域密着型ホーム悠清苑が実施するセンサー付き介護ベッド等の導入補助としまして、歳入額と同額の992万円を負担金補助及び交付金に計上しております。

9ページをお願いいたします。

総務費、介護認定審査会費、認定調査等費です。今回、6,000円を増額し、154万3,000円とするものです。内容といたしましては、介護認定調査員1名の研修会出席に伴う旅費の増額でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第84号、令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第87号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第87号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、意見を求める。

令和6年12月10日提出、南小国町長、高橋周二。

- 1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場。
- 2、氏名、室原康人。
- 3、年齢、満65歳。

提案理由。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。これが議案を提出する理由である。

まず、人権擁護委員とはという部分でございますけれども、主な活動としては人権相談、そして人権の啓発活動、また人権侵犯に関する調査及び救済活動というのがございます。

現在、人権擁護委員さんは、2名、町内におられまして、任期が3年というふうになっております。お一方が橋本和香美氏、そしてお二方目が森明治氏でございます。今回、森明治氏のほうが来年の令和7年3月31日までの任期があるわけですが、来年度で今回の任期をもって交代ということとなっております。そのために、今回、室原康人氏のほうを推薦をさせていただいております。

現在、ほかの役としましては、町の文化財保護委員もされておりますし、地元の自治会活動等々でも積極的な活動をしていただいております。そういった意味でも、いろいろな多方面の御意見も多角的な視点から見られる方でもあろうかというふうに思いますし、また人権感覚にも優れた方であるというふうに認識をしております。

ぜひ、室原康人氏のほうを推薦をさせていただきたいと思いますので、御審議のほうをよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、終了いたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

それでは、投票といたします。

議場の出入口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。

会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、8番、穴井則之議員と、1番、下城孔志郎議員を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（井上則臣君） 投票箱の異状なしと認めます。

人権擁護委員の任命に同意される方は「○」、されない方は「×」をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票してください。

〔投票〕

○議長（井上則臣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

これより開票を行います。開票立会人は、前にお願いいたします。

〔開票〕

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（松岡 洋君） 報告します。

投票総数 8 票、有効票 8 票、無効票 0 票です。

有効投票中、「○」が 8 票、「×」が 0 票。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開放してください。

[議場開放]

-----○-----

○議長（井上則臣君） お諮りします。

先ほど、執行部から追加議案の提出依頼がありました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

議案書配付をお願いいたします。

[議案書配付]

○議長（井上則臣君） 配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 配付漏れはないといたしまして、本案件の提出日が空欄となっておりますので、本日の 1 2 と御記入ください。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 8 8 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（井上則臣君） 追加日程第 1、議案第 8 8 号、工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第 8 8 号、工事請負変更契約の締結については、総務課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第 8 8 号、工事請負変更契約の締結について。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出、南小国町長、高橋周二。

南小国町自然休養村管理センター解体工事施工のため、次の請負変更契約を締結する。

契約の目的、南小国町自然休養村管理センター解体工事。

契約金額、変更前8,778万円、変更後8,962万247円、増額184万247円。

契約の相手方、熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場3556番地の4、大仁産業株式会社、代表取締役、佐藤あさみ。

提案理由。令和6年6月25日、臨時議会において議決された南小国町自然休養村管理センター解体工事について変更があるため、地方自治法第96条第1項第5号及び南小国町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和40年南小国町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページに変更仮契約書を添付しております。

今回、議案上程が遅れた理由としまして、産業廃棄物の処分について、11月27日が産廃の最終搬出日となり、マニフェストによる運搬、処分の管理等を行い、処分料確定に時間を要したためでございます。大変申し訳ございませんでした。

変更の理由としましては、壁面のアスベスト除去を手作業で行う等が発生したものと、解体により発生したコンクリートの量が設計で見込んだ量よりも多くなったため、その設計料を上回ったところでございます。その辺りが理由となるところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 本案とは直接は関係ないんですけども、今、工事が終わりました、砂利面のままのところと、以前からのアスファルト舗装のところ、カラーコーンで区切りがしてありますが、今後それをどういふふうな形で維持していくのかということをお知らせ願いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） その外構工事の部分では、砂利等を敷いて圧縮しまして、駐車場としてはロープで区切って、今のコンクリートの部分というのはもうそのままコンクリート、その接地面というところは、まだそこは何かしらをするというところは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） その外構工事なるものは、今後発注とかいうことになるわけでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ここは予算内で随意契約でこの大仁産業さんのほうに行っていただくようにしております。もともと一緒にするところではございましたけれども、別でやるところではございましたけれども、期間がどうしても5か月というところで、この予算が付いたのが去年の、決定が来たのが11月末、24日ぐらいに決定が出ましたので、どうしてもそれから時間が少しかかりまして、工事では5か月間は最低かかると。その途中で、解体ができるというところが45年のところが44年というところがありましたので、一度県のほうにその辺りのお話もしに行って、少し時間を要したというところで、ですから別で契約してどうのこうのというのが難しくなりました、もうそのまま随契で同じところでしていただくと。そこを別で契約したら、ちょっと時間が今年度中にできるということができませんでしたので、随意契約で同じ大仁産業さんにやっていただくというところで、予算は予算内でやっていただくようにしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 現地が歯科医院もございますし、農協の精米所ですか、あちらもございまして、利用がちょっと狭い部分で多くなっておりますので、なるべく早くに、その今の工事を進めていただきたいと要望いたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 私から2点ほど、解体に関して補助金をいただくことになっているかと思えます。今回の契約が延長することによって、そこに影響がないのかが一つ。それと、先ほど7番議員が言われました、その後の利用について、いつまでに整備を終わらせて、いつから利用が可能になるのか、そこを教えてください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 補助金等に関しては何も影響はございません。整備のほうは、明けてすぐには行いますので、2月いっぱいには終わらせる予定で今現在しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） であれば、3月1日からは、職員駐車場として利用が可能になると、今現時点では予定をしているということによろしゅうございますか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 現在の予定ではそういう形にしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第88号、工事請負変更契約の締結についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 陳情第7号 米野菜、畜産等生産費高騰継続に対する助成についての陳情

日程第6 陳情第8号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

○議長（井上則臣君） 日程第5、陳情第7号を議題といたしますが、お手元に配付しております、陳情第7号、米野菜、畜産等生産費高騰継続に対する助成についての陳情、陳情第8号、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情につきましては、議会運営委員会において配付のみと決定されております。

-----○-----

日程第7 委員長報告 付託議案陳情第6号 経済建設常任委員会 令和6年付託町道田ノ原白川線改良工事についての陳情

○議長（井上則臣君） 日程第7、委員長報告を議題といたします。

経済建設常任委員長より、付託議案陳情第6号、町道田ノ原白川線改良工事についての陳情の審議結果の報告を求めます。

穴井秀房委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則

第77条の規定により報告します。

1、事件名、令和6年付託陳情第6号、町道田ノ原白川線改良工事についての陳情。

2、付託年月日、令和6年9月13日。

3、審査の結果、本委員会に付託された上記の事件について、現地を視察し、慎重に審議した結果、道路用地については無償提供という条件を付した上で採択すべきものと決定しましたので報告します。

去る10月9日に、経済建設常任委員会におきまして、現地の確認及び帰庁後に審査を行いました。現地は、町道田ノ原白川線の白川集会所周辺の町道未改良区間となっており、両端がもう既に改良されておりますので、その部分だけ狭く、カーブ等もあり、交通事故等の危険性があると考えられる区間となっております。平成14年頃に本箇所を残して改良工事を行っておりますが、本陳情箇所につきましては、用地権者の了解が得られず、未施工となったものであります。

今回の陳情にあたりまして、用地権者の相続が発生しておりまして、現所有者より白川自治会に本箇所の本人の持分を寄附してもよいとの回答が、白川自治会にあったということをございまして、それをもって本陳情となったものということをございます。

本未施工区間200メートルほどのうち、上流側の急カーブとなる箇所が前筆の地権者の分となっております。それより下流側が、ほか3名程度の持分となっております。その方々もおおむね用地についての了承が取れているようでございます。

まだ、本地区は地籍調査が終了しておらず、町での買収が難しい区間となるものでございます。そのため、今回の陳情につきましては、用地については無償提供ということを経験として採択したいというふうにございます。

また、工事につきましては、危険箇所があるため、なるべく早いうちに上流のカーブ区間を優先して行い、その後、下流の用地がはっきりしていない部分につきましても行うことがよいという結論に至りましたので、報告いたします。

○議長（井上則臣君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 質疑はないようですので、以上で委員長報告を終わります。

これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は反対の方からお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、付託議案陳情第6号、町道田ノ原白川線改良工事についての陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-----○-----

○議長（井上則臣君） では、これから資料を配付します。資料の配付をお願いいたします。

[資料配付]

○議長（井上則臣君） 配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） ありませんですね。

-----○-----

日程第8 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第8、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可しました議員派遣につきましては、別紙のとおりですので御報告をいたします。

-----○-----

日程第9 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第10、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会

広報調査対策、環境問題調査の2特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定をいたしました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において決定されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、令和6年第4回南小国町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時47分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8番

会議録署名議員 1番

会議録調製者 松岡 洋

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第76号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	12月10日	原案可決
議案第77号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	12月10日	原案可決
議案第78号	南小国町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第79号	南小国町介護保険関連サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第80号	南小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	原案可決
議案第81号	熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	12月11日	原案可決
議案第82号	令和6年度南小国町一般会計補正予算書（第8号）	12月11日	原案可決
議案第85号	令和6年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）	12月11日	原案可決
議案第86号	令和6年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）	12月11日	原案可決
議案第83号	令和6年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）	12月12日	原案可決
議案第84号	令和6年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）	12月12日	原案可決
議案第87号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月12日	同 意
議案第88号	工事請負変更契約の締結について	12月12日	原案可決
陳情第7号	米野菜、畜産等生産費高騰継続に対する助成についての陳情	12月12日	配付のみ

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
陳情第8号	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	12月12日	配付のみ
付託議案 陳情第6号	委員長報告 経済建設常任委員会 令和6年付託 町道田ノ原白川線改良工事についての陳情	12月12日	採 択
	議員派遣報告について	12月12日	承 認
	議員派遣の件について	12月12日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	12月12日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和6年第4回定例会

令和6年12月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則 臣
編集人 南小国町議会事務局長 松 岡 洋
作 成 株式会社アクセス
電 話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電 話 (0967) 42-1125